

南城市

第 8 期高齢者保健福祉計画

福寿の郷 南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために



令和 3 年 3 月
南城市

はじめに

我が国では、世界でも例をみない速さで人口の高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には高齢者人口が4,000万人に迫ることが予想されています。



このような状況から、市町村では高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化、推進していくことが求められています。

本市においては、「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」を理念とする「南城市第7期高齢者保健福祉計画」に基づき諸施策に取り組んでいますが、令和2年度に計画期間を終えることから計画を見直し、令和3年度からの3年間において、本市高齢者保健福祉の指針となる「南城市第8期高齢者保健福祉計画」を策定いたしました。

この度の計画見直しでは「福寿の郷・南城～元気いっぱいの高齢期を過ごすために～」というこれまでの基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化に向け、高齢者の介護予防強化、日常生活の支援体制の確立、支えあう地域づくり、生きがいづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築など高齢者施策全般に取り組む内容となっております。

本計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、市民の皆さまをはじめ関係機関や団体などが互いに連携することが大切であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の見直しにあたり、多大なご指導とご協力をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係各位、市民の皆様に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

南城市長 瑞慶覧 長敏

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4
5 進捗管理	5

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 統計資料	6
2 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果	15
3 在宅介護実態調査結果	31
4 南城市高齢者保健福祉計画(第7期)評価	36
5 第8期計画に向けた課題	45

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念	48
2 基本目標	49
3 施策の展開	49
4 施策体系	51

第4章 高齢者福祉施策の展開

1 【基本目標1 健康な高齢期を迎えるために】	55
2 【基本目標2 元気な毎日を送るために】	56
3 【基本目標3 自立生活を支えるために】	62
4 【基本目標4 認知症への対応を強化するために】	71
5 【基本目標5 支え合いの地域づくり】	73
6 【基本目標6 生きがいのある生活のために】	76
7 【基本目標7 安心と安全の生活環境のために】	79

参考資料

1 施策・事業の一覧	83
2 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則	85
3 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿	87
4 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況	88

第1章 計画の概要

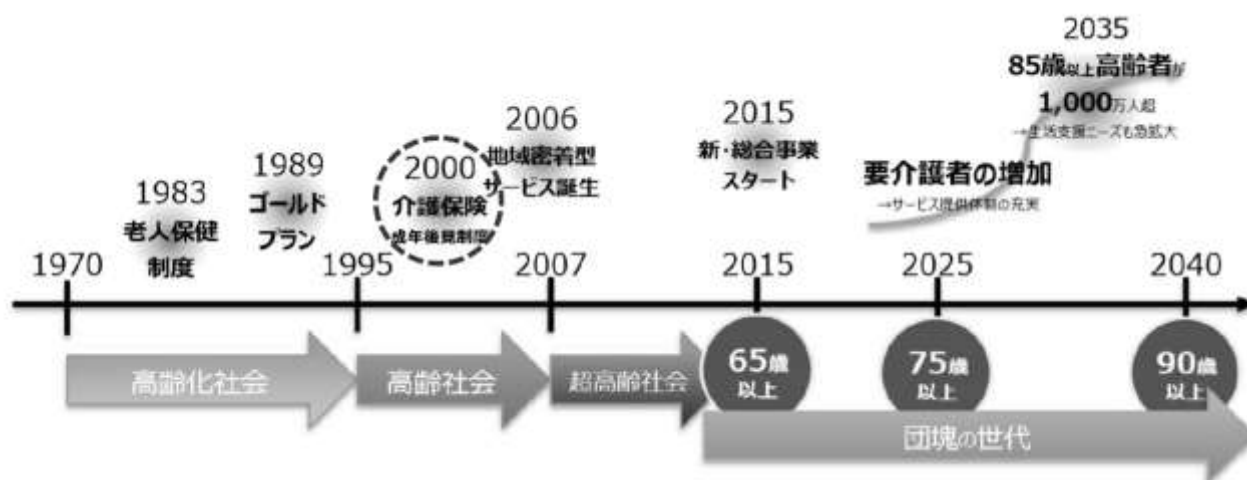
1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来すると予測されています。

また、令和17（2035）年には85歳以上の高齢者が1,000万人以上になると推計され、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者及び生活支援ニーズも急増することが予想されています。

さらに、令和22（2040）年度には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取り組みが求められています。

図表 1970年代から2040年までの動き



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム」

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元（2019）年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

南城市高齢者保健福祉計画(第7期)は「福寿の里・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念とし、高齢者福祉施策及び介護保険サービスを展開してきました。

令和3（2021）年3月末をもって、現在の南城市高齢者保健福祉計画(第7期)が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに沖縄県高齢者保健福祉計画(第8期)や沖縄県地域医療構想との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の実現をめざして次期南城市高齢者保健福祉計画(第8期)の策定を行うものです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠

高齢者が生きがいを持って、健全で安らかな生活を保障されるものとして、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法に定められているものです。

また、介護保険法で定められている「介護保険事業計画」と一体のものとして作成し、地域福祉法に規定されている「地域福祉計画」と調和を取らなければならないとされています。

図表 老人福祉法抜粋

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 計画の策定方針

本計画は、これまで「高齢者保健福祉計画」として策定され、保健・福祉の施策を掲げる内容となっていました。

平成 20 年度からは老人保健法が廃止され、老人保健事業は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導と、健康増進法に基づく健康増進事業(がん検診、65 歳未満への保健施策)へと移行したほか、75 歳以上の保健事業は後期高齢者医療広域連合で実施されるようになりました。このため、本計画からも「老人保健計画」が除かれ、「老人福祉計画」(高齢者福祉計画)のみの策定を行っています。

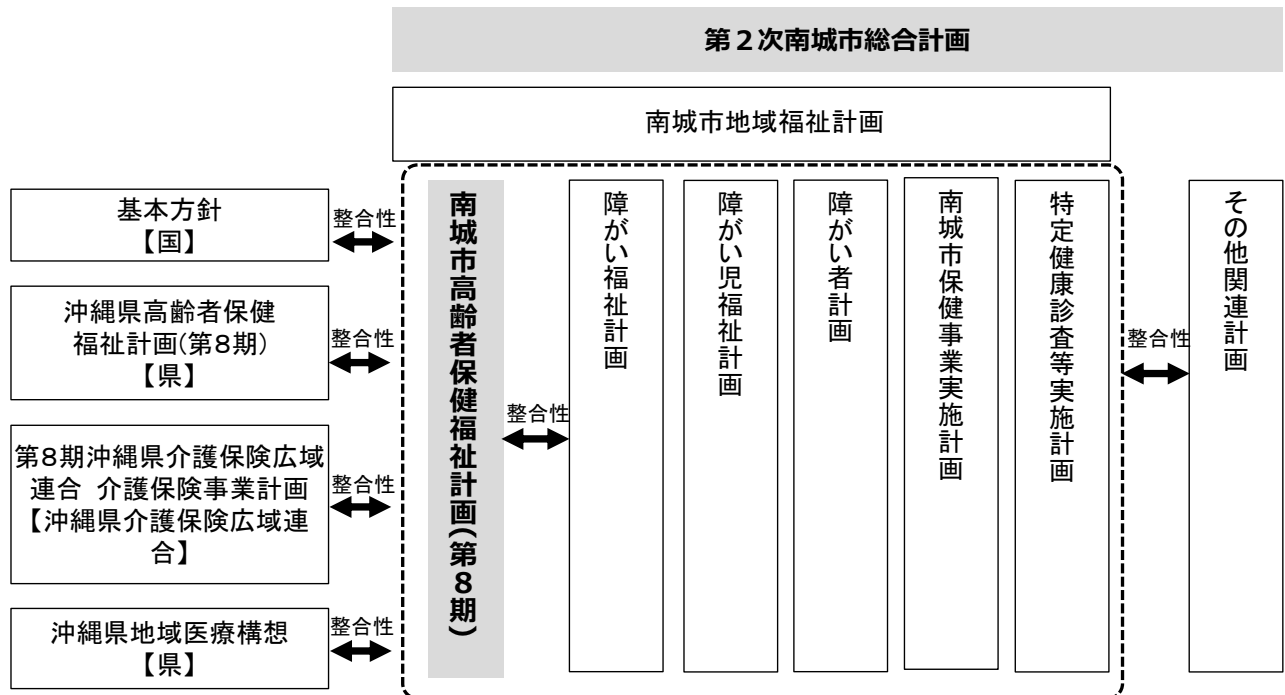
国においては、このような制度変更が行われましたが、健康保健、とりわけ若い世代からの健康づくりは将来の生き生きとした生活へとつながるものであり、策定委員会や事務局の検討会においても、健康保健の取り組みは介護予防の観点から重要であるという議論がなされました。このため、本市では、保健分野と福祉分野が連携を保ち、施策を推進することを計画で掲げていることから、本計画の名称を「南城市高齢者保健福祉計画(第 8 期)」として策定しています。

(3) 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第2次南城市総合計画」、「南城市地域福祉計画」を上位計画とし、その他福祉関連計画（障がい者計画・障がい福祉計画・保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画）及び関連分野計画（避難行動要支援者避難支援計画等）と整合を図り策定します。

また、国が定めた「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映することを期待していることから、本計画においても「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGs（持続可能な開発目標）の考えのもと、多様な主体が連携・協力し計画を推進します。

図表 南城市高齢者保健福祉計画（第8期）の位置づけ



※SDGsとは

SDGs（エスディーゼーズ）

（Sustainable Development

Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール

（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

図表 SDGs17の目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度の 3 年間とし、令和 4（2022）年度に中間評価を行います。

なお、本計画は団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年、更に現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

図表 計画期間

平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
		計画策定		中間評価	計画策定		中間評価		
南城市 高齢者保健福祉計画（第 7 期）			南城市 高齢者保健福祉計画（第 8 期）			南城市 高齢者保健福祉計画（第 9 期）			

団塊の世代が 75 歳以上

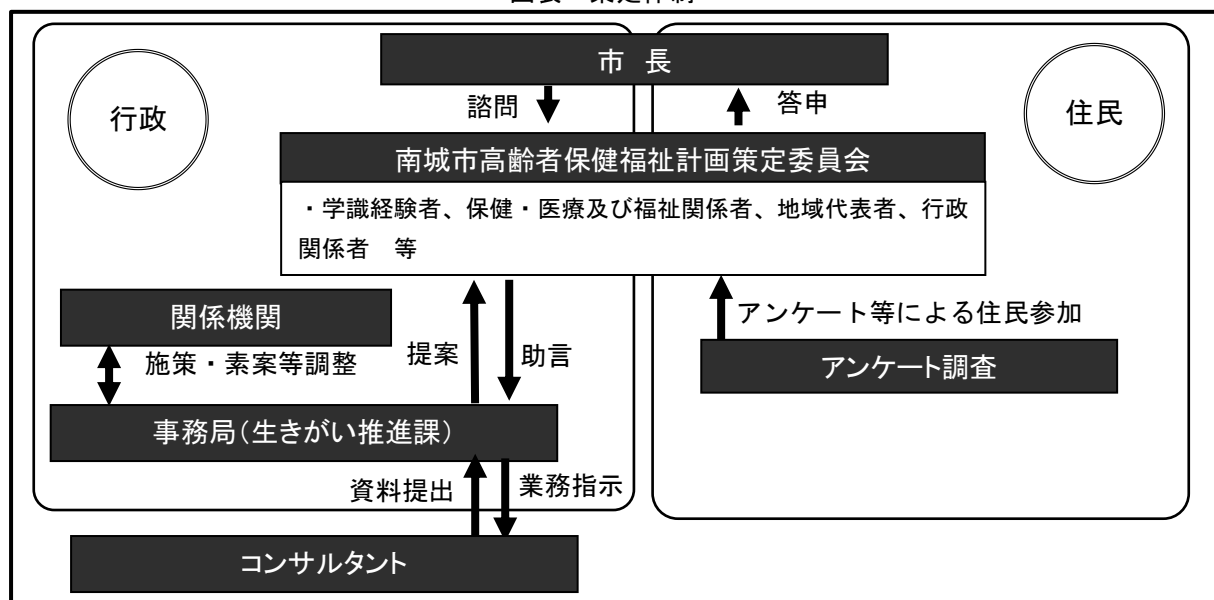
団塊の世代の子供が 65 歳以上

4 計画の策定体制

（1）策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療及び福祉関係者、地域代表者、行政関係者など幅広い関係者で構成される「南城市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、多角的視点から多くの意見を頂きました。

図表 策定体制



（2）住民意見の反映

本計画の策定にあたり、南城市在住の 65 歳以上の第 1 号被保険者の方から要介護認定を受けていない 1,700 名を対象に、国の示した調査項目に基づき「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」を実施し、本市の高齢者の実態把握に努めました。

5 進捗管理

(1) P D C Aサイクルによる計画の点検・評価の実施

本計画の推進にあたっては、地域ケア推進協議会等での各種事業等に関する調整を図りながら事業展開を行います。

P D C A (計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－見直し(Action))サイクルを通じ、個別の事業について、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえ計画期間の中間年度(令和4年度)において、総合的に評価し、必要に応じて事業の内容の変更や追加などを行います。

また、施策についても、これまでの取り組みを評価し、今後の展開につなげます。

図表 P D C Aサイクル



(2) 推進体制

本計画に位置づけた高齢者保健福祉施策を円滑に推進していくためには、高齢社会の到来がまちづくり全般に関わる課題であることを強く認識していく必要があります。

今後は、本計画の庁内での連携を図っていくとともに、高齢者福祉・介護の拠点である地域包括支援センターを中心として、関係課及び関係機関等の横断的な連携を強化していきます。

高齢者を支援するにあたっては、地域の人材の確保・育成に努め、関係機関やボランティア、N P O等との協働が不可欠となることから自治会・区長会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、医療関連団体、社会福祉協議会等との連携体制の充実を図ります。

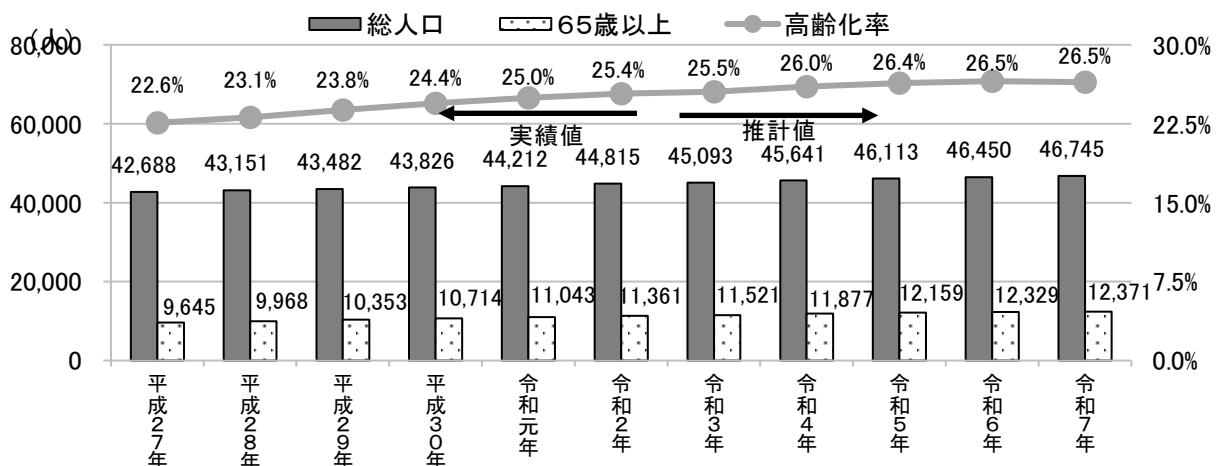
第2章 高齢者を取り巻く現状

(1) 総人口・高齢者人口と高齢化率の推移

本市の人口は、平成 27 年の 42,688 人から年々増加しており、令和 2 年には 44,815 人となっており、今後も増加傾向で推移することが予想されます。高齢者人口は、平成 27 年の 9,645 人から令和 2 年には 11,361 人となっており、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和 2 年には 25.4%と上昇しており、高齢者人口及び高齢化率ともに今後も増加することが見込まれます。

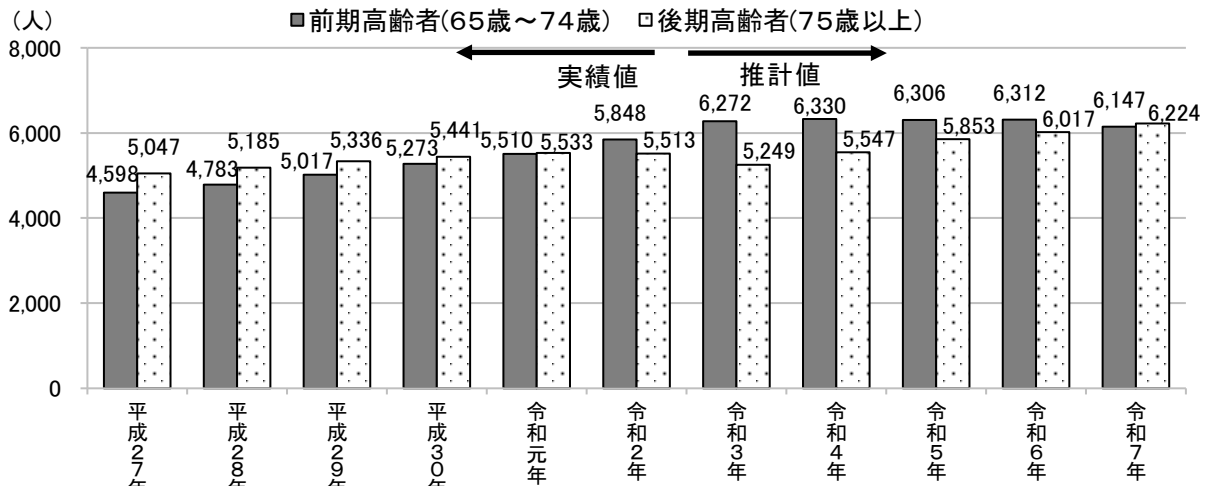
高齢者人口を前期高齢者、後期高齢者別にみると、令和 2 年の前期高齢者数は 5,848 人と後期高齢者数は、令和 2 年には減少に転じ 5,513 人となっています。今後は、団塊の世代が 65 歳以上となることから、前期高齢者数が後期高齢者数を上回ることが予想されますが、令和 7 年には団塊の世代が 75 歳以上となり、前期高齢者数と後期高齢者数は再び均衡することが予想されます。

図表 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移



（出典）南城市「住民基本台帳」（10月1日時点）、推計値は実績値を基にコーホート変化率を用いて算出。

図表 前期・後期別高齢者数



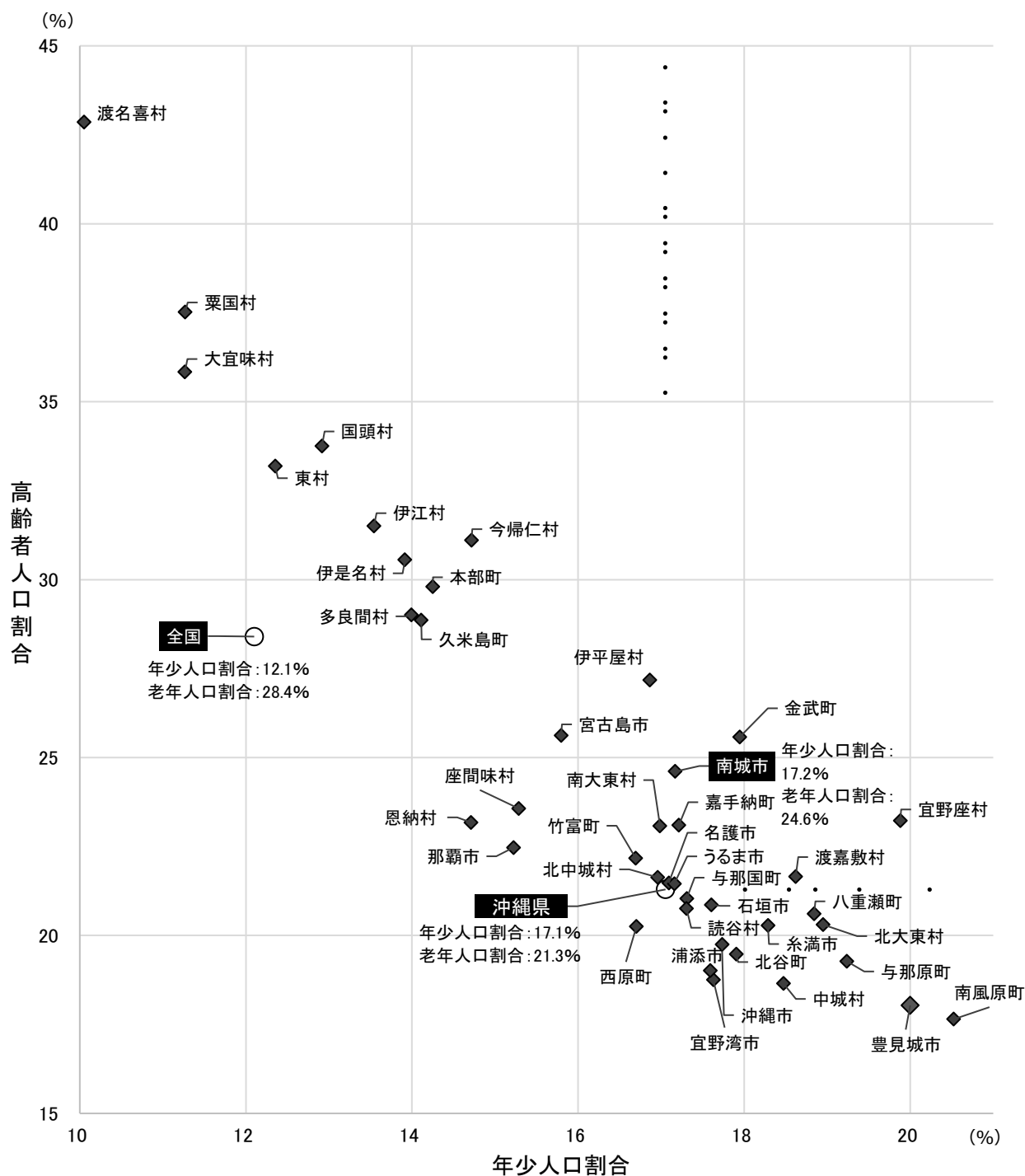
（出典）南城市「住民基本台帳」（10月1日時点）推計値は実績値を基にコーホート変化率を用いて算出。

(2) 県内の高齢化率の状況

本市の高齢者人口割合（高齢化率）は24.6%、年少人口割合（15歳未満人口が総人口に占める割合）は17.2%となっています。

本市の高齢化率は、全国平均は下回っているものの、沖縄県を上回っており、県内他市と比較すると宮古島市と同等程度となっています。

図表 県内市町村の老年人口割合と年少人口割合（平成31年）



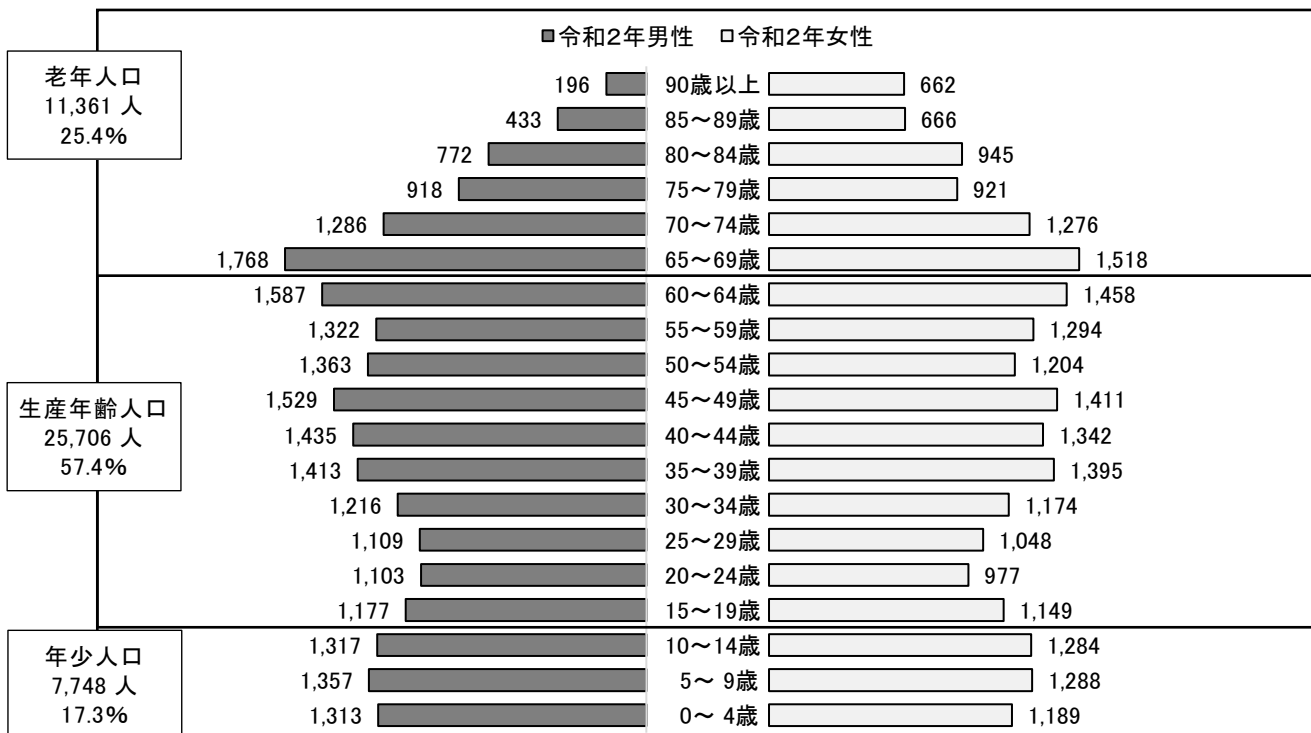
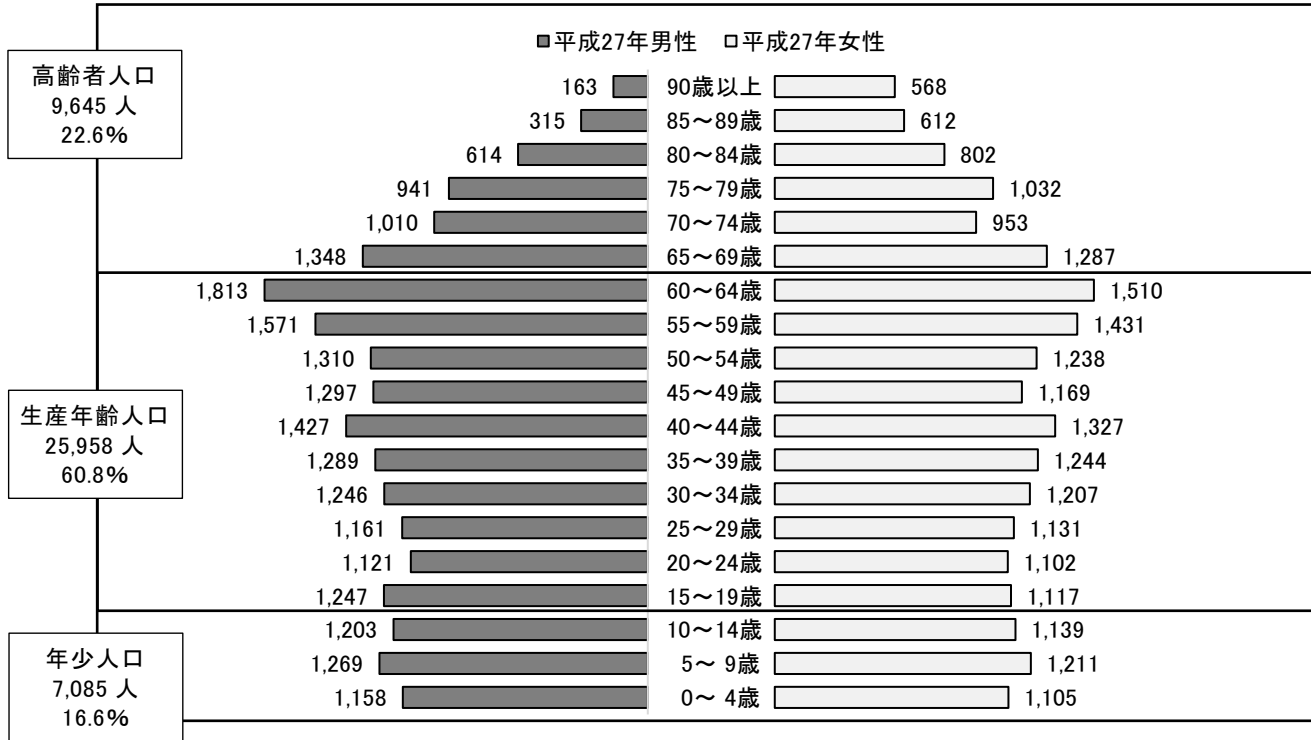
（出典）沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」（平成31年1月1日時点）

(3) 男女別年齢別人口構成

本市の高齢者人口（65 歳以上）は、平成 27 年の 9,645 人から令和 2 年には 1,716 人増の 11,361 人となっています。

令和 2 年の男女別年齢別人口構成をみると、本市の最多年齢帯である団塊の世代が「65～69 歳」となっており、今後も高齢者人口は増加することが予想されます。

図表 5 歳階級別人口



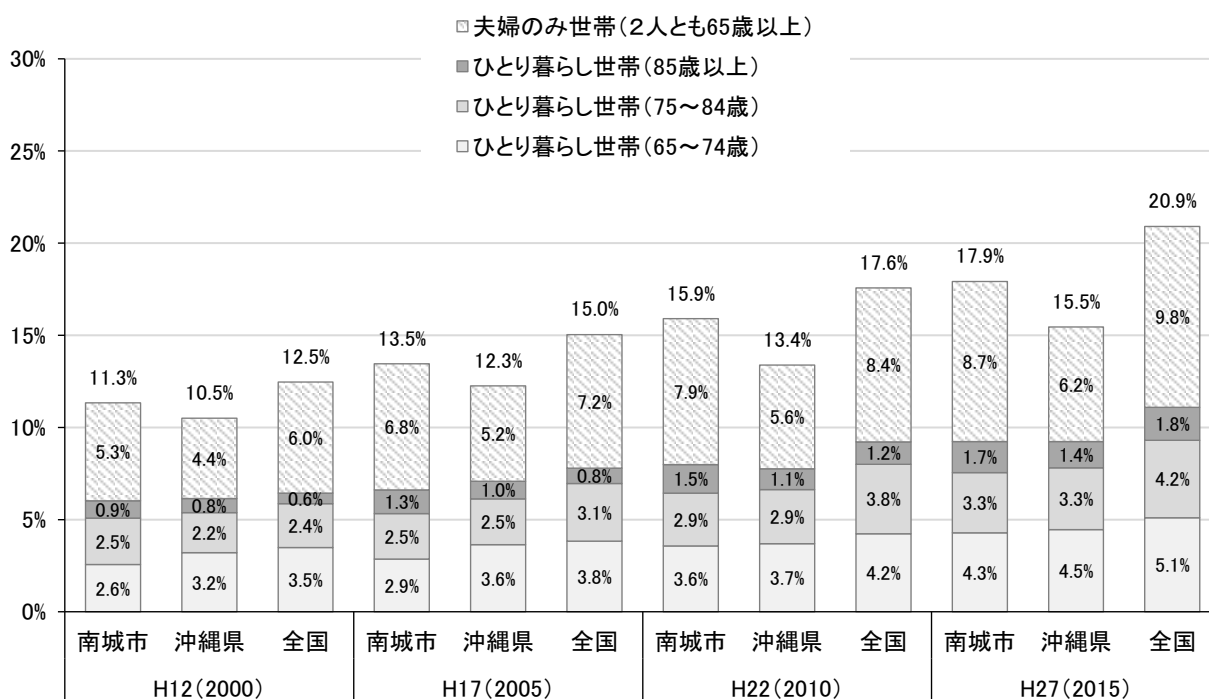
(出典) 南城市「住民基本台帳」(10 月 1 日時点)

(4) 高齢者のみ世帯の状況

本市の世帯数総数に占める高齢者のみ世帯の割合をみると、「夫婦のみ世帯（2人とも65歳以上）」は、平成12年の5.3%から平成27年には3.4ポイント増の8.7%となっています。同様に、65歳以上の一人暮らし世帯は、平成12年の6.0%から平成27年には3.3ポイント増の9.3%となっています。

今後、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯などが増加していくことが予測されます。

図表2-5 高齢者のみ世帯の推移



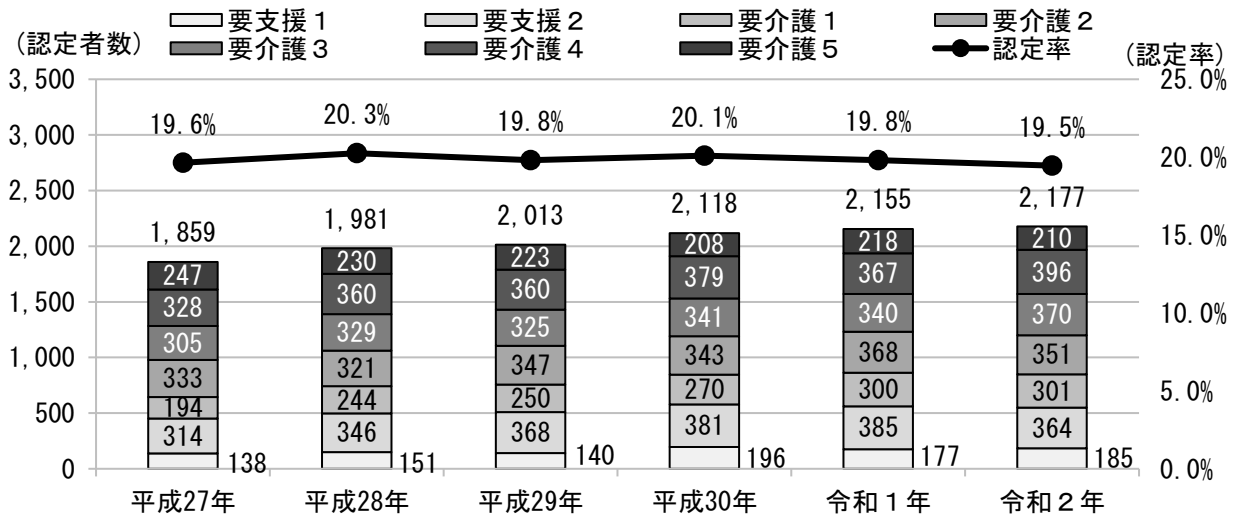
(出典) 国勢調査

（５）認定者数・認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 27 年の 1,859 人から令和 2 年は 2,177 人と増加傾向で推移しており、認定者数を認定度別にみると、要介護 1 の認定者数の増加割合が高くなっています。

一方、要介護（要支援）認定率は平成 27 年の 19.6%から横ばいで推移していることから、要支援・要介護認定者数の増加は、高齢者人口の増加に伴うものと考えられます。

図表 南城市の要介護（要支援）度別認定率の推移

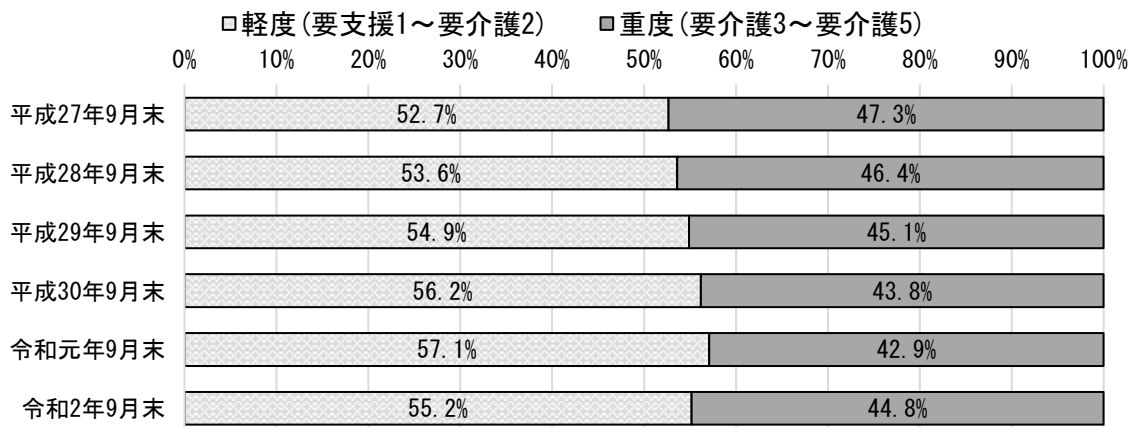


（出典）沖縄県介護保険広域連合「統計情報」（各年 9 月）

（６）重度化の状況

認定者数の推移を軽度（要支援 1～要介護 2）・重度（要介護 3～要介護 5）でみると、軽度認定者の割合が増加傾向にありましたが、令和 2 年 9 月末には、重度認定者の割合が増加し、軽度認定者割合は 55.2%、重度認定者の割合は 44.8%となっています。

図表 軽度・重度認定率割合



（出典）沖縄県介護保険広域連合「統計情報」（各年 9 月）

(7) 年齢別認定者出現率の推移

平成 27 年から令和元年までの本市の認定者出現率（各年齢区分の人口に占める認定者の割合）を前期高齢者・後期高齢者別でみると、前期高齢者の認定者出現率は 4%台を推移しており、沖縄県とほぼ同水準となっています。後期高齢者の認定者出現率は 34%前後で推移しており、沖縄県を上回っています。

図表 要介護（要支援）認定者出現率の推移

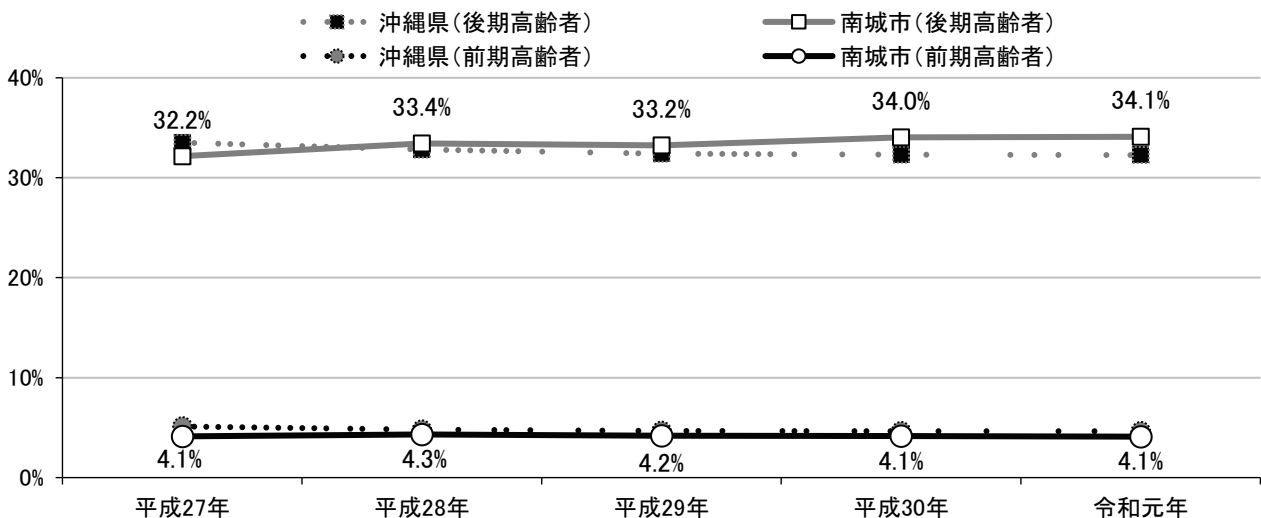
		第2号 被保険者	第1号被保険者	
		40～64歳	前期高齢者 65～74歳	後期高齢者 75歳以上
令和元年	認定者数	64	218	1,873
	構成割合	3.0%	10.1%	86.9%
	出現率	0.5%	4.1%	34.1%
	県出現率	0.4%	4.7%	32.3%
平成30年	認定者数	70	213	1,835
	構成割合	3.3%	10.1%	86.6%
	出現率	0.5%	4.1%	34.0%
	県出現率	0.4%	4.6%	32.3%
平成29年	認定者数	75	203	1,735
	構成割合	3.7%	10.1%	86.2%
	出現率	0.5%	4.2%	33.2%
	県出現率	0.4%	4.7%	32.4%
平成28年	認定者数	76	201	1,704
	構成割合	3.8%	10.1%	86.0%
	出現率	0.5%	4.3%	33.4%
	県出現率	0.4%	4.8%	32.8%
平成27年	認定者数	83	180	1,596
	構成割合	4.5%	9.7%	85.9%
	出現率	0.6%	4.1%	32.2%
	県出現率	0.4%	5.1%	33.5%

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月末日時点）

沖縄県広域連合「統計資料」月報（9月末日時点）

沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」（1月1日時点）

図表 2－9 第1号被保険者 要介護（要支援）認定者出現率の推移



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月末日時点）

沖縄県広域連合「統計資料」月報（9月末日時点）

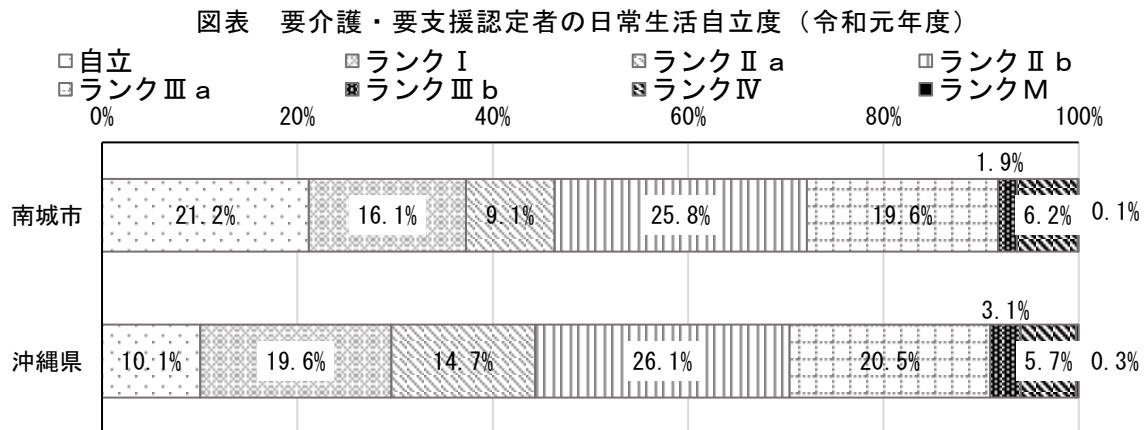
沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」（1月1日時点）

(8) 認定者の自立度

県が実施している要介護(要支援)認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度調査」(令和2年3月31日現在)により、本市の要支援・要介護認定者の日常生活の自立度のうち「ランクⅡb」が最も高く25.8%、次いで、「自立」の21.2%となっています。

本市と沖縄県を比較した場合、見守りを必要とする「ランクⅡ」以上の割合は、本市が62.7%、県が70.3%と7.6%下回っています。

また、介護サービスの需要が高まる「ランクⅢ」以上の割合は本市が27.8%、県が29.5%と1.7%下回っています。



(出典) 沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

図表 認知症高齢者の日常生活自立度の各ランクの定義

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(9) 高齢者の就業状況

本市の就業者総数に占める高齢者の割合は、平成12年の6.6%から平成27年は3.0ポイント増の9.6%となっています。

本市の高齢者の就業率をみると、前期高齢者（65～74歳）は、平成12年の27.8%から平成27年は3.2ポイント増の31.0%となっており、後期高齢者（75歳以上）は、平成12年の6.9%から平成27年は0.2ポイント増の7.1%となっています。本市の前期高齢者の就業率は、全国を下回っており、沖縄県を上回っています。

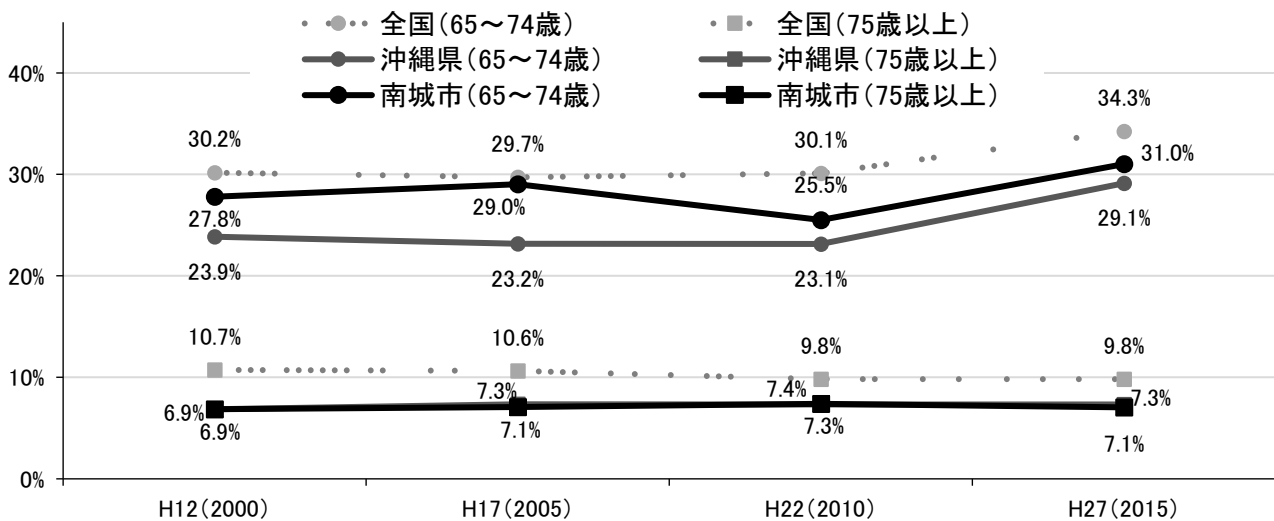
図表2-11 高齢者の就業状況の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数	17,014	17,180	17,225	18,617
男	10,015	9,888	9,939	10,478
女	6,999	7,292	7,286	8,139
65歳以上就業者	1,126	1,405	1,370	1,786
就業者総数に占める割合	6.6%	8.2%	8.0%	9.6%
男	769	936	932	1,162
女	357	469	438	624
65～74歳	917	1,144	1,053	1,422
男	621	760	705	909
女	296	384	348	513
75歳以上	209	261	317	364
男	148	176	227	253
女	61	85	90	111

65歳以上就業率	13.1%	15.1%	15.5%	19.0%
65～74歳	27.8%	29.0%	25.5%	31.0%
75歳以上	6.9%	7.1%	7.4%	7.1%

(出典) 国勢調査

図表2-12 高齢者の就業率の推移（前期・後期年齢区分）



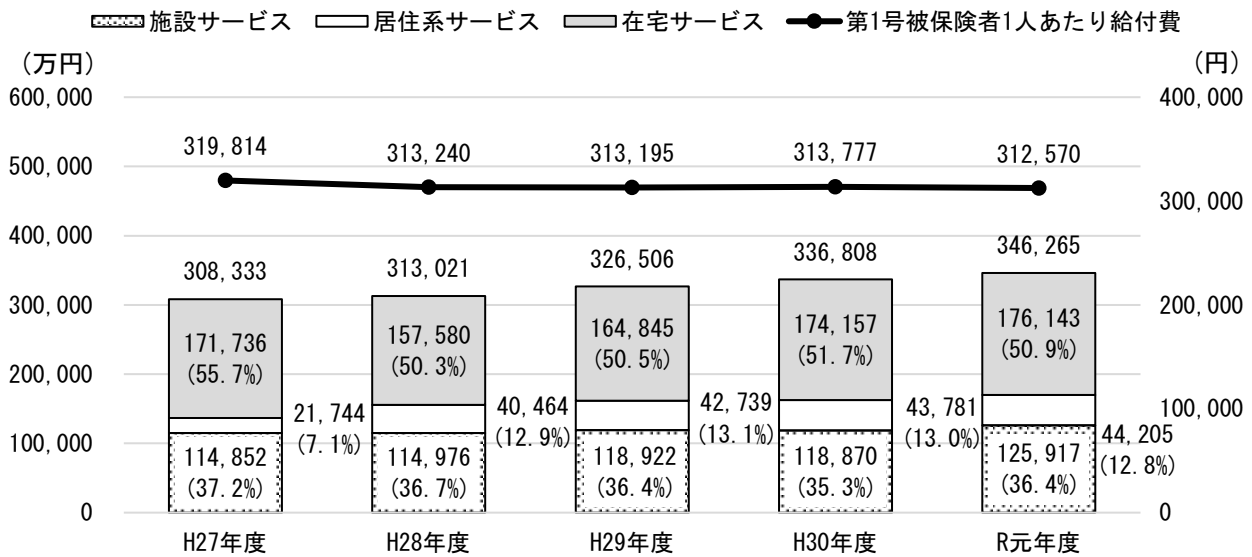
(出典) 国勢調査

(10) 介護給付費の推移

本市の介護給付費は平成 27 年度の 30 億 8,333 万円から増加傾向にあり、令和元年度の介護給付費は 34 億 6,265 万円となっています。介護給付費をサービス別にみると、居宅サービスが 17 億 6,143 万円、地域密着型サービスが 4 億 4,205 万円、施設サービスが 12 億 5,917 万円となっています。平成 27 年度と令和元年度の介護給付費を比較すると施設サービスは 9.6%増加、地域密着型サービスは 103.3%増加、居宅サービスは 2.6%増加しています。

一方、第 1 号被保険者 1 人当たり給付費は、横ばいで推移しています。

図表 第 1 号被保険者 1 人あたりの給付費



(出典) 介護保険事業状況報告

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(1) 調査の概要

①調査目的

令和2年度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の策定に向け、地域の高齢者の状況を把握することで、地域課題を把握(地域診断)して地域の目標を設定すると共に、高齢者の生活状態に合った介護(予防)サービスや社会参加の促進等各種福祉サービスの検討など計画策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

②調査対象者

令和元年12月1日現在、南城市在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方から無作為抽出(1,700名)を調査対象として実施した。

＜抽出前の南城市の対象者数＞

	実数			割合(%)		
	前期高齢者	後期高齢者	合計	前期高齢者	後期高齢者	合計
佐敷	1,531	1,113	2,644	57.9	42.1	100.0
知念	753	593	1,346	55.9	44.1	100.0
玉城	1,357	1,122	2,479	54.7	45.3	100.0
大里	1,696	1,148	2,844	59.6	40.4	100.0
合計	5,337	3,976	9,313	57.3	42.7	100.0

③調査方法

郵送配布・郵送回収にて実施(一部南城市役所窓口での回収)

④調査期間

令和2年1月14日～令和2年1月31日

※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行った。

⑤配布数・有効回答数・有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,700	747	43.9%

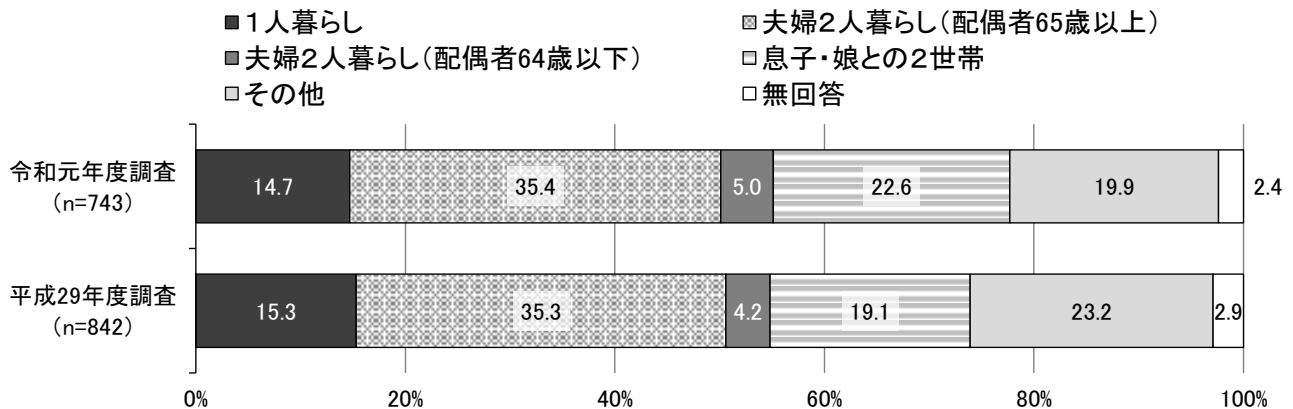
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

① 家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 35.4%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の 22.6%、「その他」の 19.9%となっています。

前回調査（平成 29 年度）と比べると、「息子・娘との2世帯」が 3.5%上がっています。

図表● 家族構成

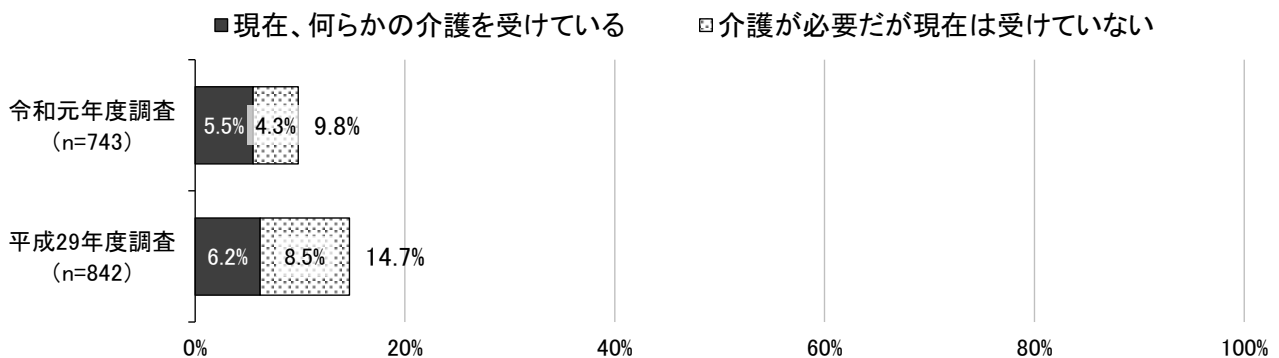


② 介護や介助の必要性

介護や介助の必要性について、「現在、何らかの介護を受けている」と「介護が必要だが現在は受けていない」を合わせると 9.8%が必要であると回答しています。

前回調査（平成 29 年度）と比べると、4.9%下がっています。

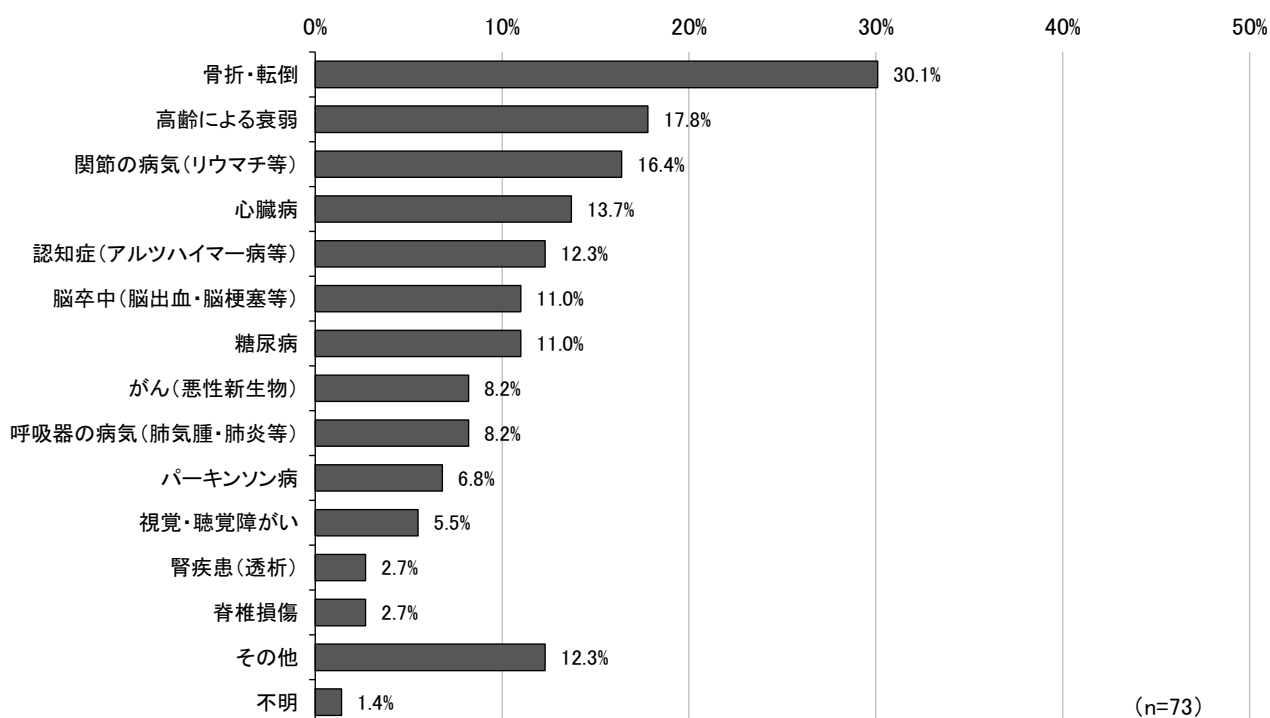
図表 2-20 介護・介助の必要性



③介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因については、「骨折・転倒」が 30.1%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」の 17.8%、「関節の病気（リウマチ等）」の 16.4%となっています。

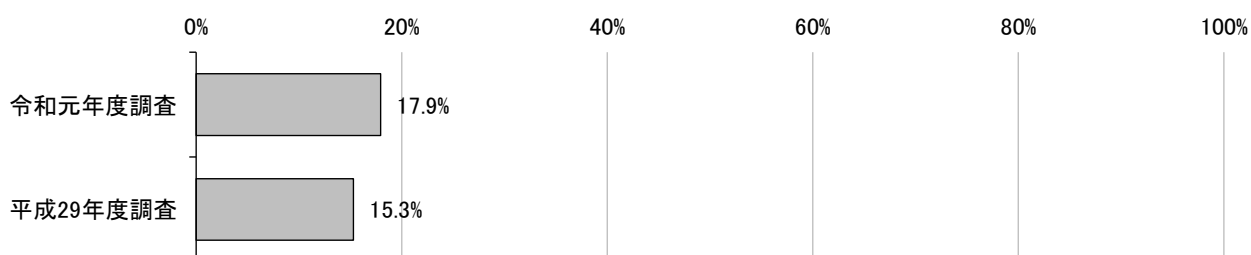
図表 介護が必要になった主な原因（令和元年度）



④運動器機能リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく運動器の評価結果を見ると、全体の 17.9%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）と比べると 2.6%上がっています。

図表 運動器機能リスク者割合



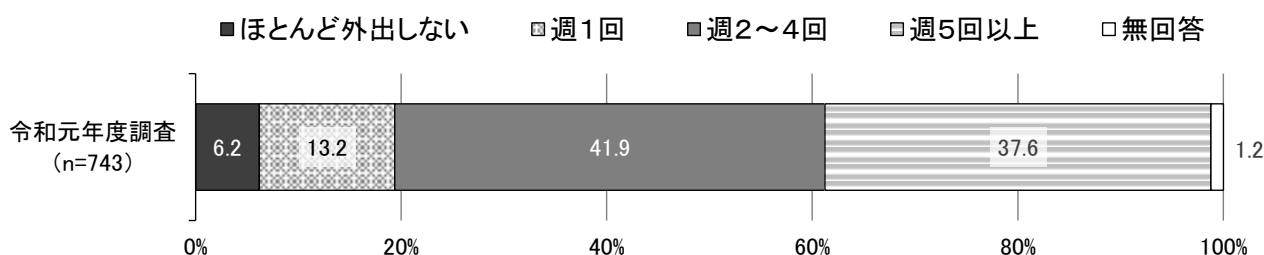
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で3問以上が該当

調査項目	選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「いいえ」
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「いいえ」
15 分くらい続けて歩いていますか	「いいえ」
この1年間に転んだことがありますか	「何度もある」、「1度ある」
転倒に対する不安は大きいですか	「とても不安である」、「やや不安である」

⑤外出の頻度

外出の頻度については、「週2～4回」が41.9%と最も高く、次いで「週5回以上」の37.6%、「週1回」の13.2%となっており、「ほとんど外出しない」は6.2%となっています。

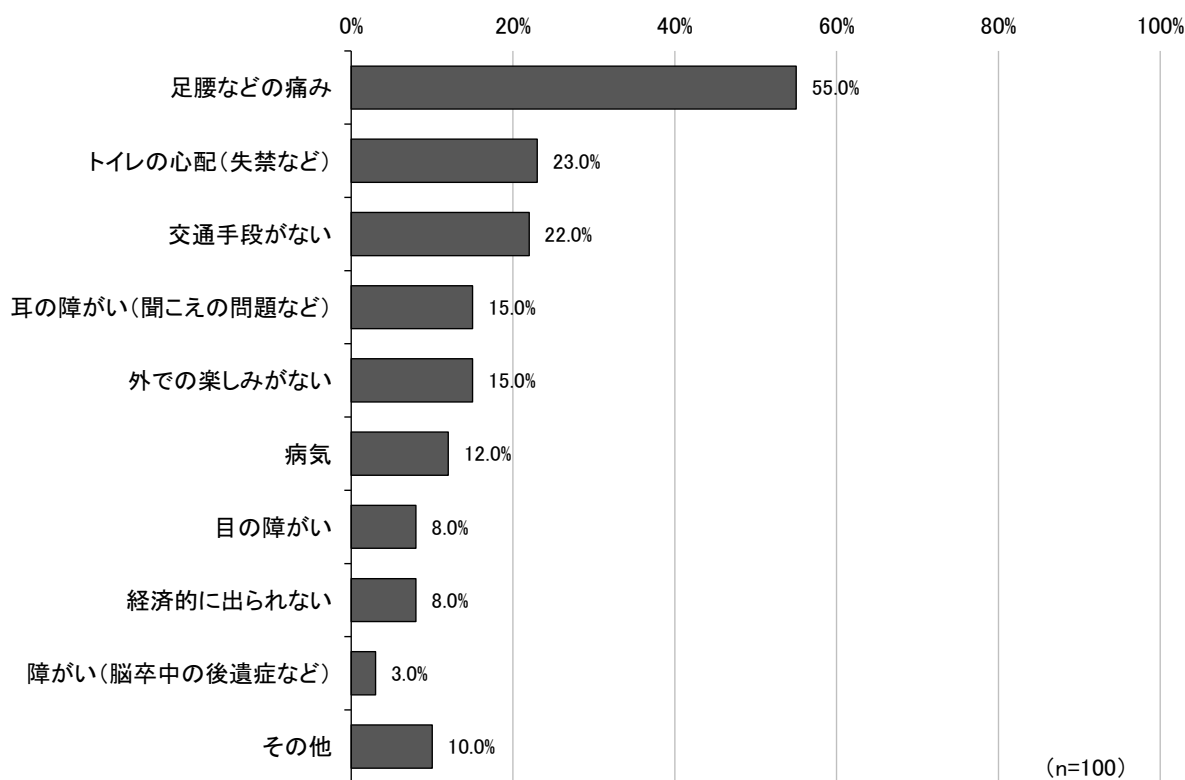
図表 外出の頻度



⑥外出を控えている理由

外出を控えているかの設問に「はい」と回答した方の、その理由については、「足腰などの痛み」が55.0%と最も高く、次いで「トイレの心配(失禁など)」の23.0%、「交通手段がない」の22.0%となっています。

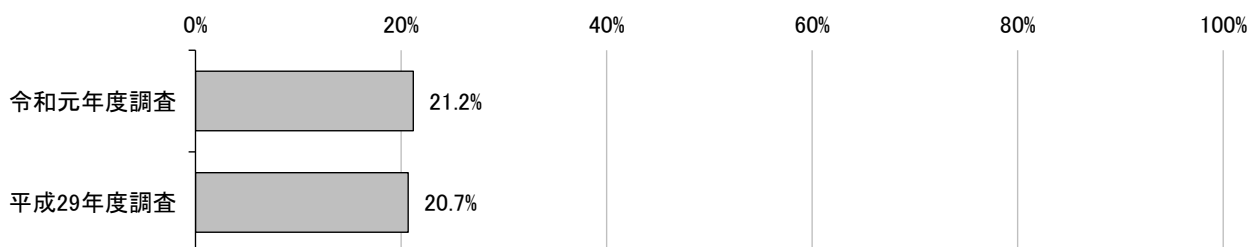
図表 外出を控えている理由 (令和元年度)



⑦閉じこもりリスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく閉じこもりの評価結果をみると、全体の 21.2%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）とほぼ同じ割合です。

図表 閉じこもりリスク者割合



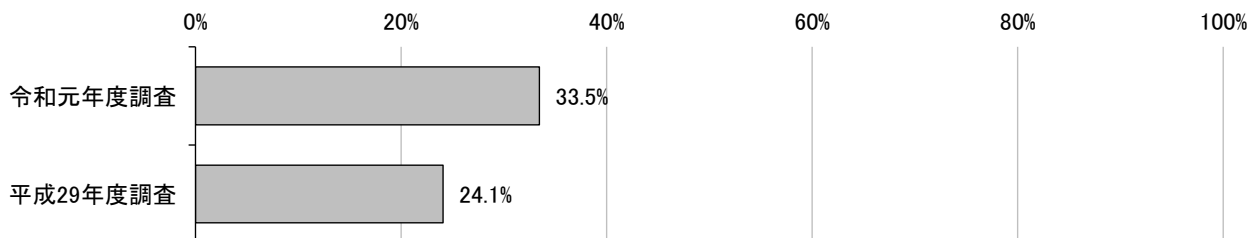
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
週に1回以上は外出していますか	「ほとんど外出しない」、「週1回」

⑧転倒リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく転倒の評価結果をみると、全体の 33.5%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）と比べると 9.4%上がっています。

図表 認知機能リスク者割合



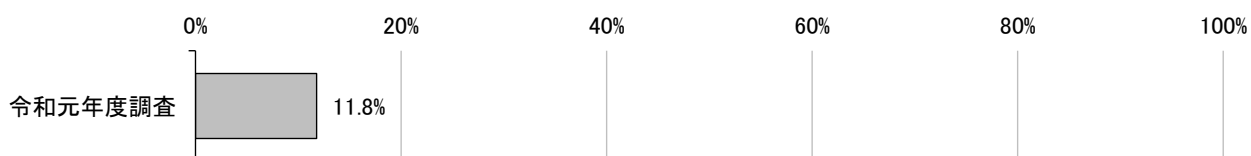
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
この1年間に転んだことがありますか	「何度もある」、「1度ある」

⑨栄養リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく栄養の評価結果をみると、全体の 11.8%がリスクありとなっています。

図表 栄養リスク者割合



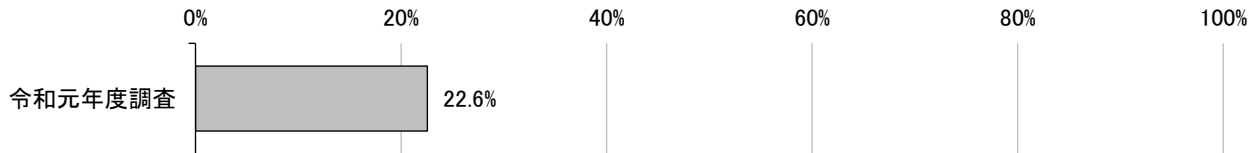
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で2問以上が該当

調査項目	選択肢
身長・体重(BMI値)	BMI 18.5 未満
6か月間で2～3kg 以上の体重減少がありましたか	「はい」

⑩ 口腔リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく口腔の評価結果をみると、全体の 22.6%がリスクありとなっています。

図表 口腔リスク者割合



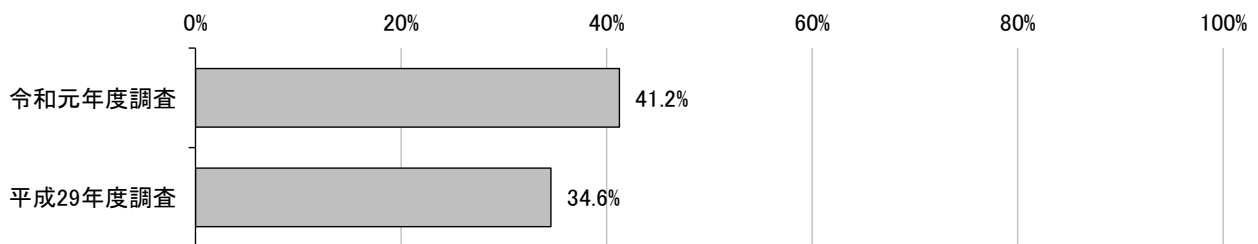
リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で2問以上が該当

調査項目	選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「はい」
お茶や汁物等でむせることがありますか	「はい」
口の渇きが気になりますか	「はい」

⑪ 認知機能リスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく認知機能の評価結果をみると、全体の 41.2%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）と比べると 6.6%上がっています。

図表 認知機能リスク者割合



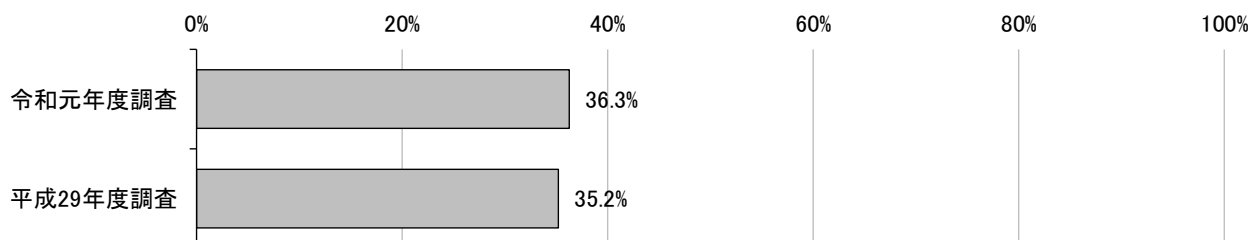
リスクの判定方法: 下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
物忘れが多いと感じますか	「はい」

⑫うつリスクのある高齢者の割合

「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づくうつの評価結果をみると、全体の 36.6%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）と比べるとやや上がっています。

図表 うつリスク者割合



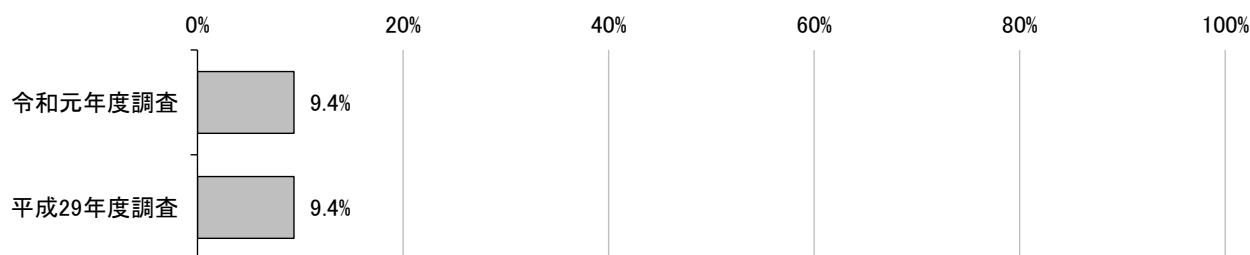
リスクの判定方法：下記設問・選択肢で1問以上が該当

調査項目	選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「はい」
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「はい」

⑫手段的自立度（IADL）

活動的な日常生活を送るための動作能力を測る手段的自立度（IADL）について「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査実施の手引き」に基づく評価結果をみると、全体の 9.4%がリスクありとなっており、前回調査（平成 29 年度）と同じ割合となっています。

図表 IADL 低下者割合



リスクの判定方法：下記設問・選択肢で2問以上が低下者

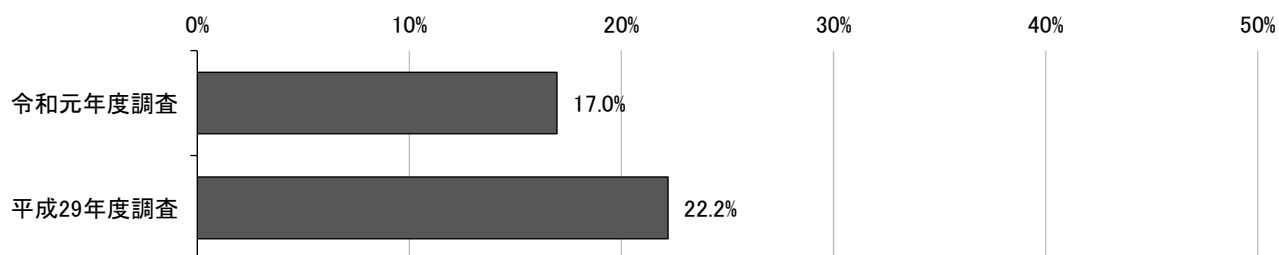
調査項目	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	「できない」
自分で食品・日用品の買物をしていますか	「できない」
自分で食事の用意をしていますか	「できない」
自分で請求書の支払いをしていますか	「できない」
自分で預貯金の出し入れをしていますか	「できない」

⑫地域での活動状況

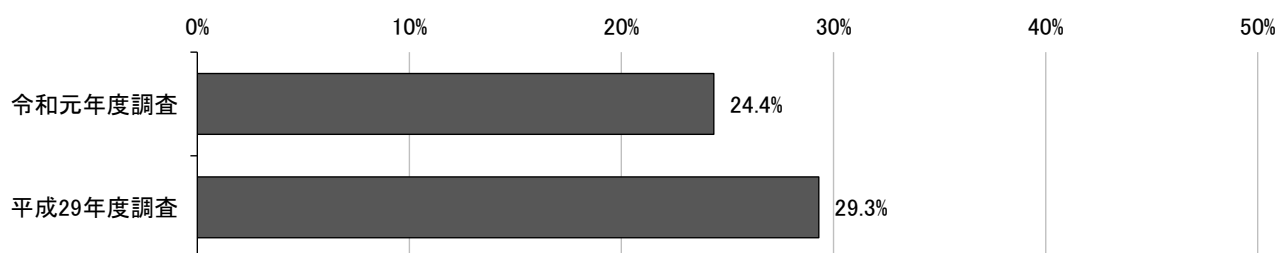
地域でのさまざまな活動への参加状況について、「参加していない」と無回答以外の合計を参加率として比較しました。「ボランティア活動」「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「学習・教養サークル」では、「趣味関係のグループ」への参加率が31.4%と最も高く、最も低いのは「学習・教養サークル」の8.9%となっています。

前回調査（平成29年度）と比べると、軒並み参加率は下がっています。

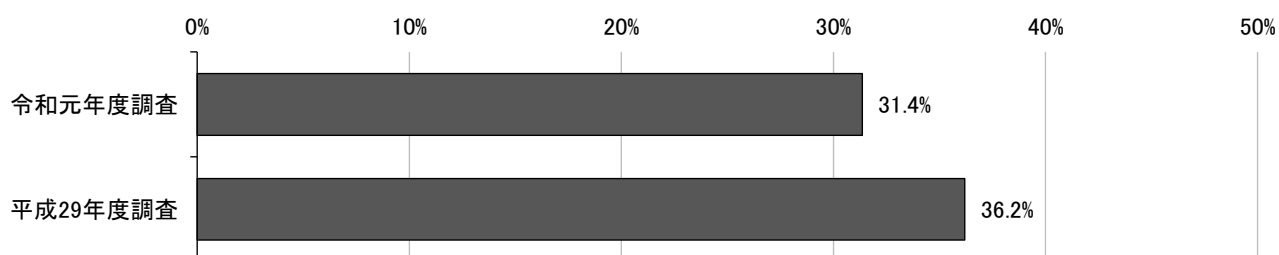
図表 ボランティア活動への参加率



図表 スポーツ関係のグループやクラブへの参加率



図表 趣味関係のグループへの参加率



図表 学習・教養サークルへの参加率

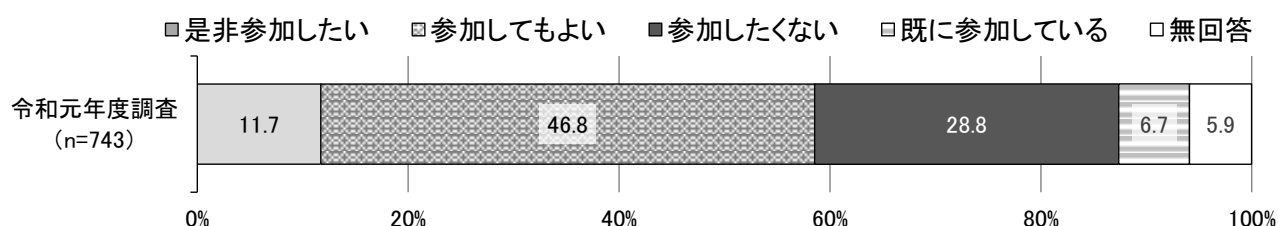


⑬地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向

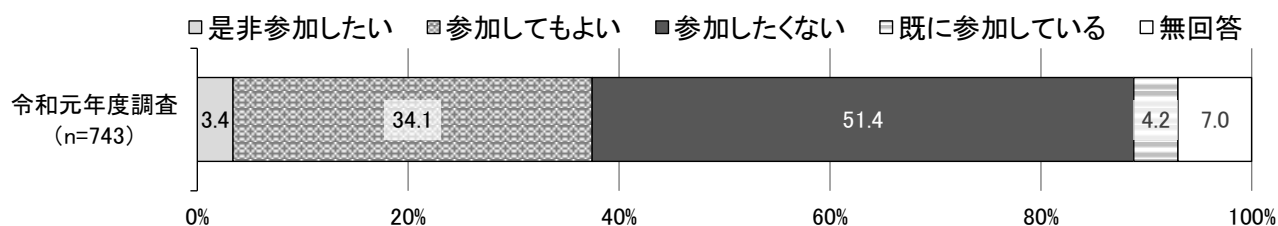
地域住民有志による活動へ、参加者として、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答した参加意向のある割合は 65.2%となっており、「参加したくない」は 28.8%となっています。

同じく、企画・運営（お世話役）として、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」と回答した参加意向のある割合は 41.7%となっており、「参加したくない」は 51.4%となっています。

図表 地域づくり活動への参加者としての参加意向



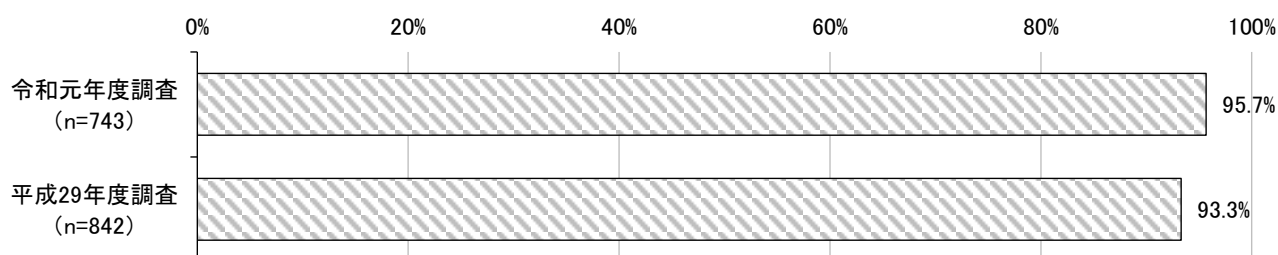
図表 地域づくり活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向



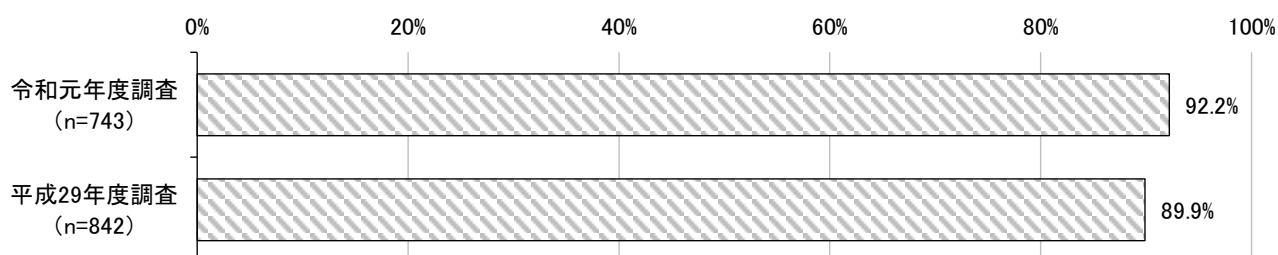
⑭たすけあいについて

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人がいるかについて、「そのような人はいない」と無回答以外の割合を比較しました。聞いてくれる人がいる割合は 95.7%、聞いてあげる人がいる割合は 92.2%で、どちらも前回調査（平成 29 年度）よりやや上がっています。

図表 心配ごとや愚痴を聞いてくれる人がいる

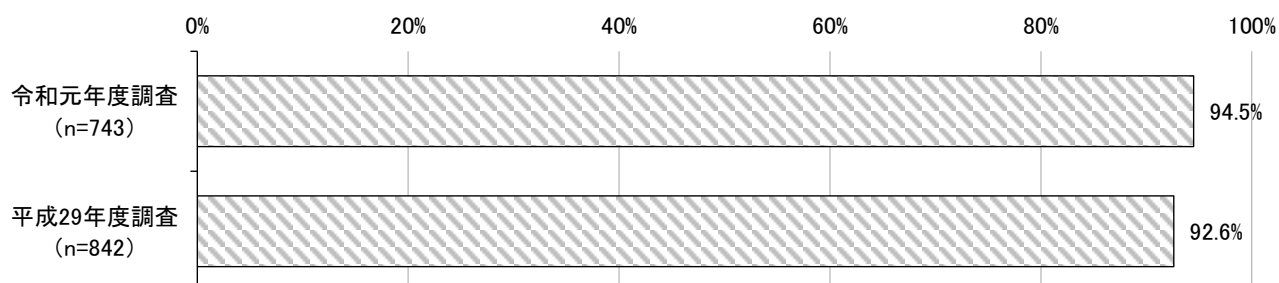


図表 心配ごとや愚痴を聞いてあげる人がいる

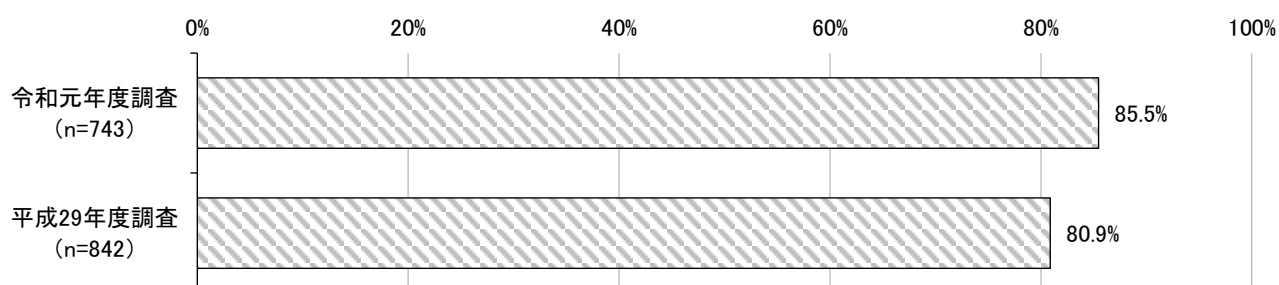


病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人、してあげる人がいるかについて、「そのような人はいない」と無回答以外の割合を比較しました。看病や世話をしてくれる人がいる割合は 94.5%、してあげる人がいる割合は 85.5%で、どちらも前回調査（平成 29 年度）よりやや上がっています。

図表 看病や世話をしてくれる人がいる



図表 看病や世話をしてあげる人がいる



⑮現在の暮らしについて

現在の暮らしの状況を経済的にみてどう思うかについて、「大変苦しい」または「やや苦しい」と回答した割合は 22.1%となっています。

前回調査（平成 29 年度）と比べると、やや下がっています。

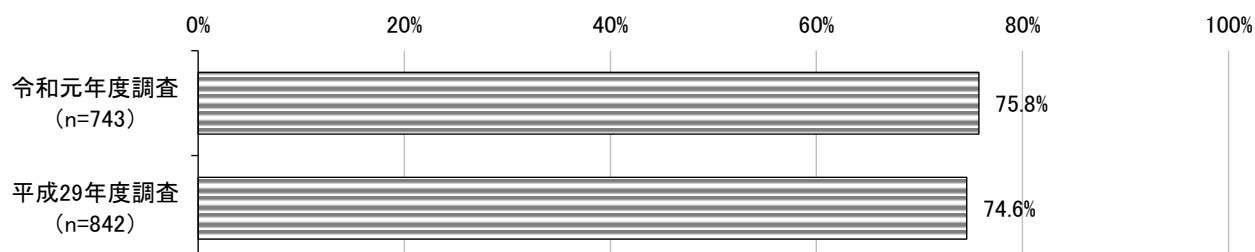
図表 現在の暮らし（経済的状況）が苦しい



⑯主観的健康観

現在の自分の健康状態について、「とてもよい」または「まあよい」と回答した割合は 75.8%となっています。前回調査（平成 29 年度）と比べると、やや上がっています。

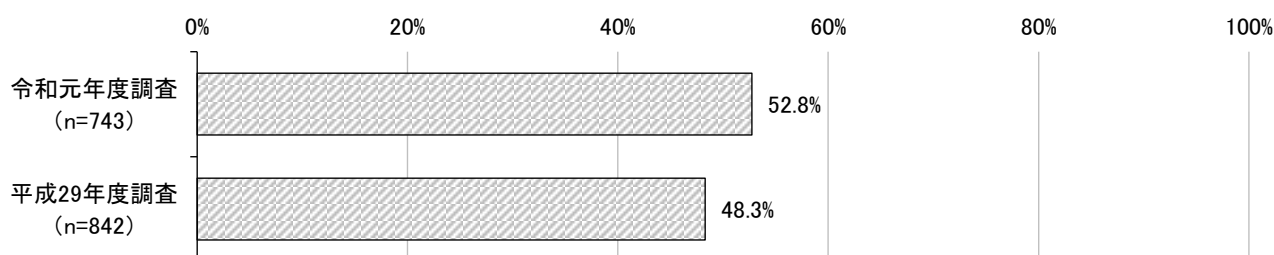
図表 主観的健康状態がよい



⑰主観的幸福観

現在どの程度幸せかについて、0点（とても不幸）から10点（とても幸せ）で点数化したときに、8点以上をつけた割合は 52.8%となっています。前回調査（平成 29 年度）と比べると、4.5%上がっています。

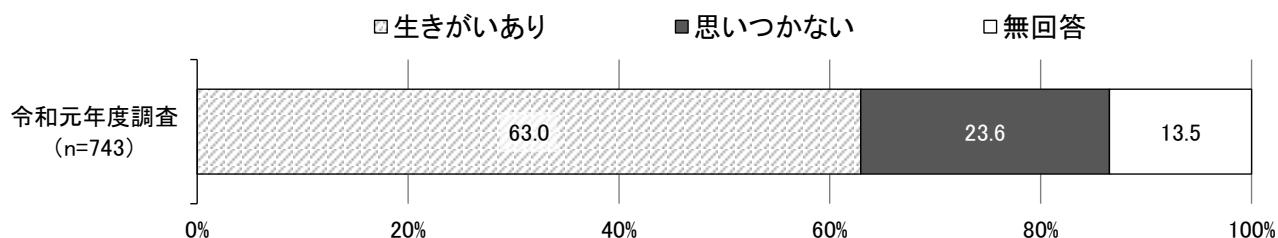
図表 主観的幸福感が高い



⑱生きがいについて

生きがいがあるかについて、「生きがいあり」は 63.0%、「思いつかない」は 23.6%となっています。

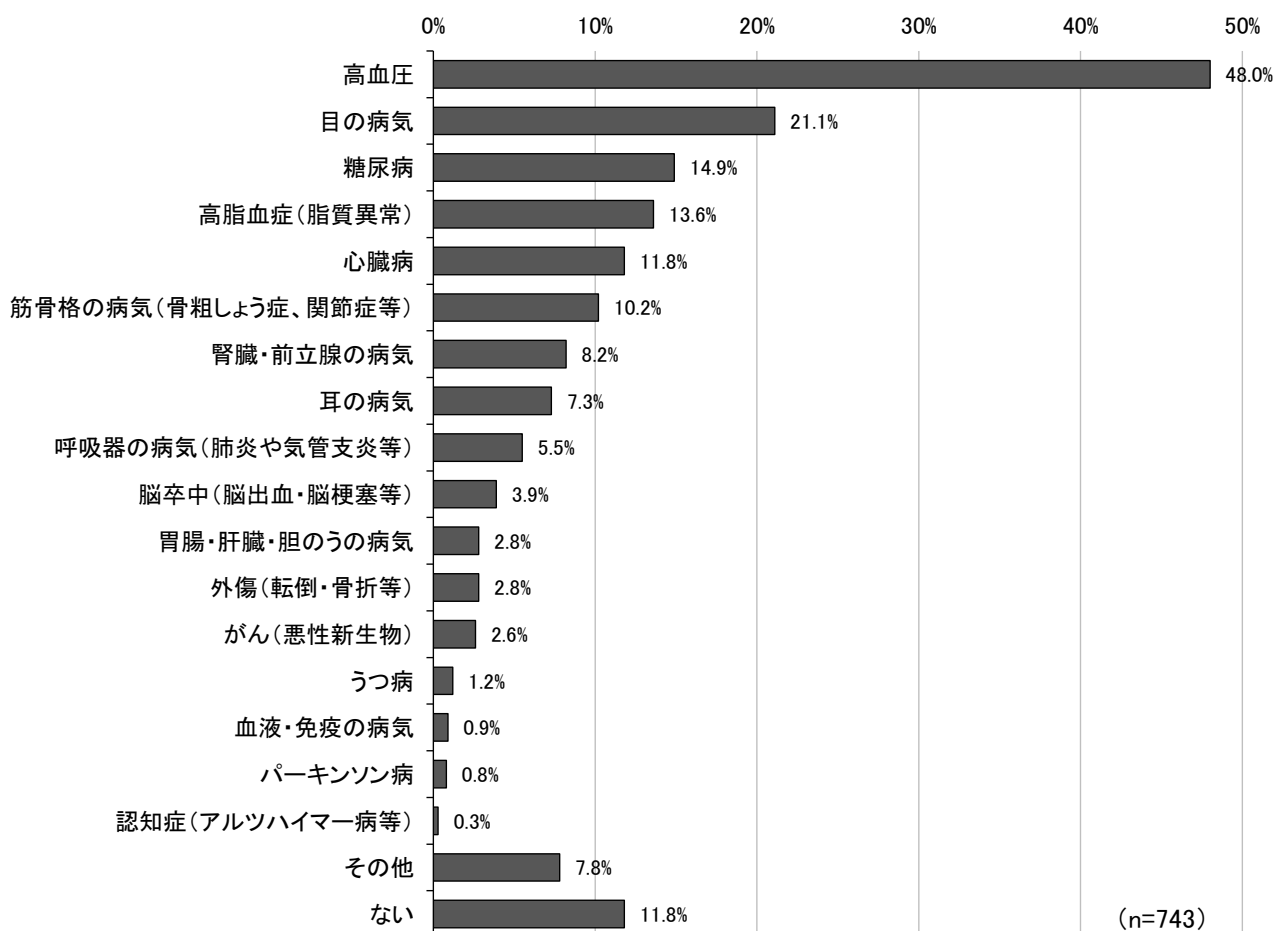
図表 生きがいがあるか



⑱ 現在治療中もしくは後遺症のある病気

現在治療中の病気、もしくは後遺症のある病気については、「高血圧」が 48.0%と極めて高く、次いで「目の病気」の 21.1%、「糖尿病」の 14.9%、「高脂血症（脂質異常）」の 13.6%となっています。一方、「ない」の割合は 11.8%となっています。

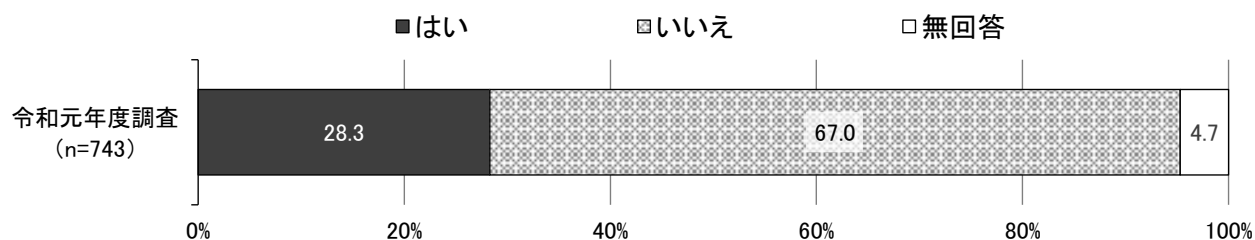
図表 現在治療中もしくは後遺症のある病気（令和元年度）



⑳ 認知症に関する相談窓口の周知状況

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が 28.3%、「いいえ」が 67.0%となっており、約 7 割が知らないと回答しています。

図表 認知症に関する窓口を知っているか（令和元年度）



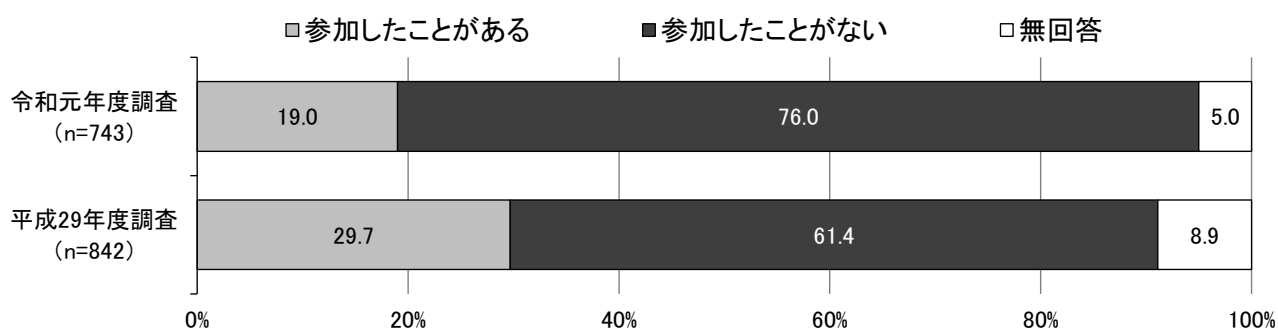
②介護予防事業について

介護予防事業への参加状況について全体でみると、「参加したことがある」が19.0%、「参加したことがない」が76.0%となっており、前回調査（平成29年度）より、「参加したことがない」が14.6%上がっています。

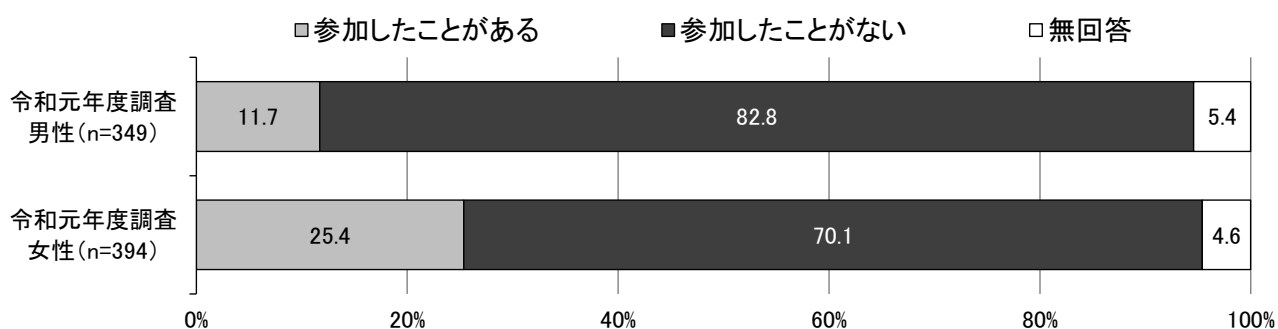
今回調査（令和元年度）について男女別でみると、男性の「参加したことがある」が11.7%で、女性（25.4%）の半分以下の割合となっています。

図表 介護予防事業への参加状況

【全体】



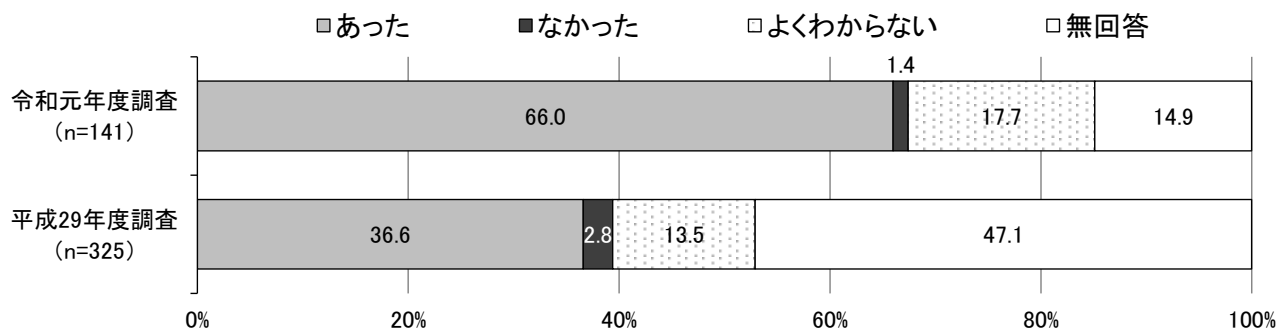
【男女別（令和元年度）】



介護予防事業へ参加したことがあると回答した方が、参加した効果を感じたかについて、効果が「あった」が 66.0%、「なかった」が 1.4%、「よくわからない」が 17.7%となっています。

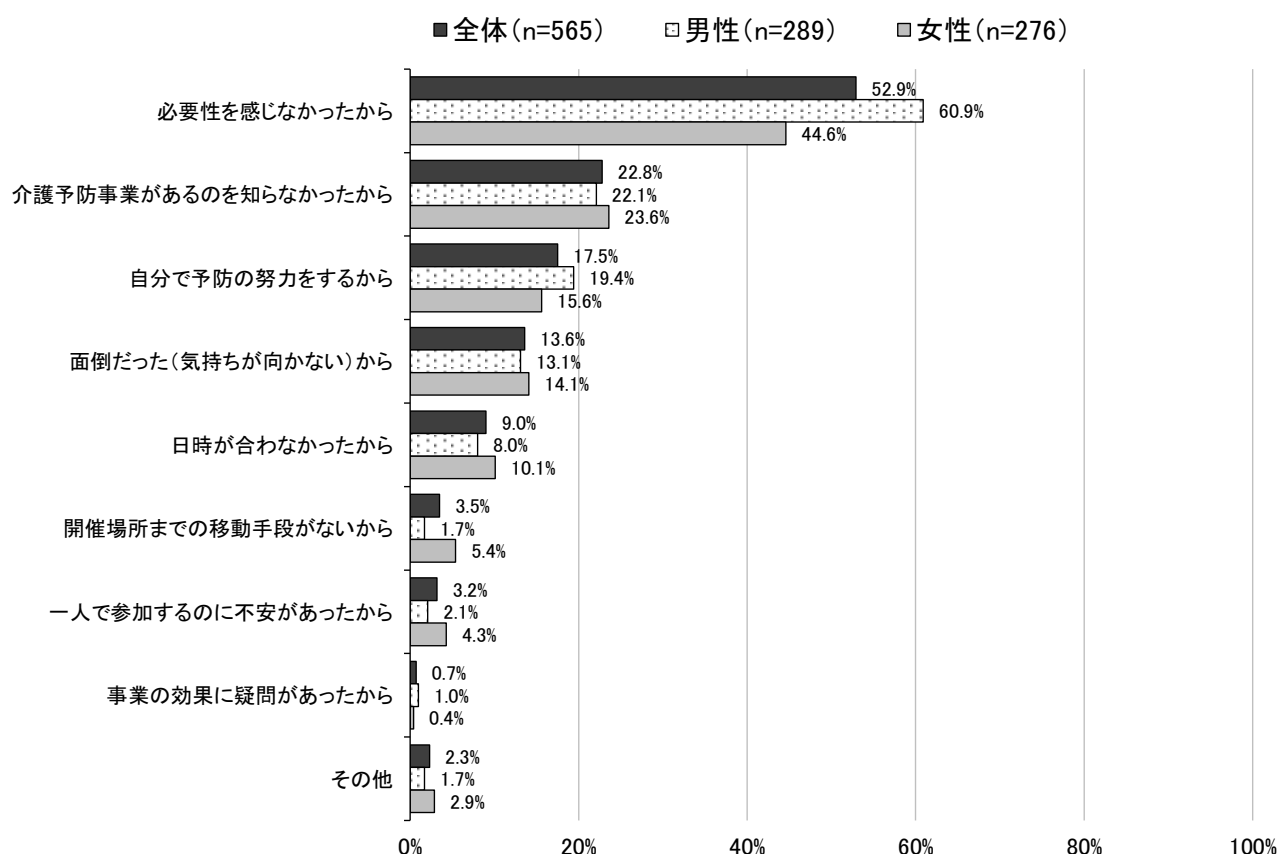
前回調査（平成 29 年度）と比べると、効果が「あった」が 29.4%と大きく上昇しています。

図表 介護予防事業へ参加した効果があったか



介護予防事業へ参加したことがないと回答した方の、参加しなかった理由については、「必要性を感じなかったから」が 52.9%と最も高く、次いで「介護予防事業があるのを知らなかったから」の 22.8%となっています。男女別でみても全体の順位はほぼ同じですが、特に男性の「必要性を感じなかったから」と回答した割合が高くなっています。

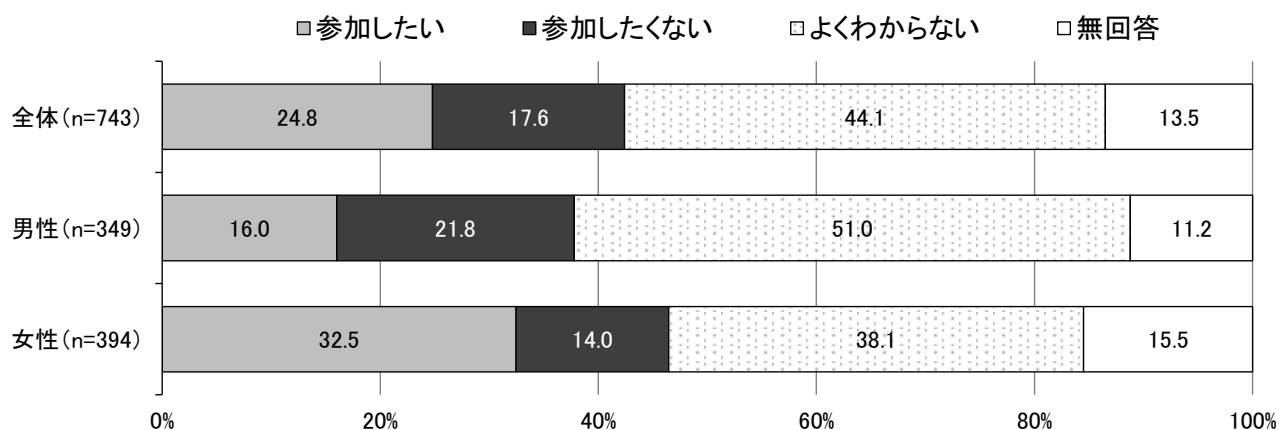
図表 介護予防事業へ参加しなかった理由（令和元年度）



今後の介護予防事業への参加意向について全体でみると、「参加したい」が24.8%、「参加したくない」が17.6%、「よくわからない」が44.1%となっています。

男女別でみると、男性の「参加したい」が16.0%で、女性（32.5%）の約半分の割合となっています。

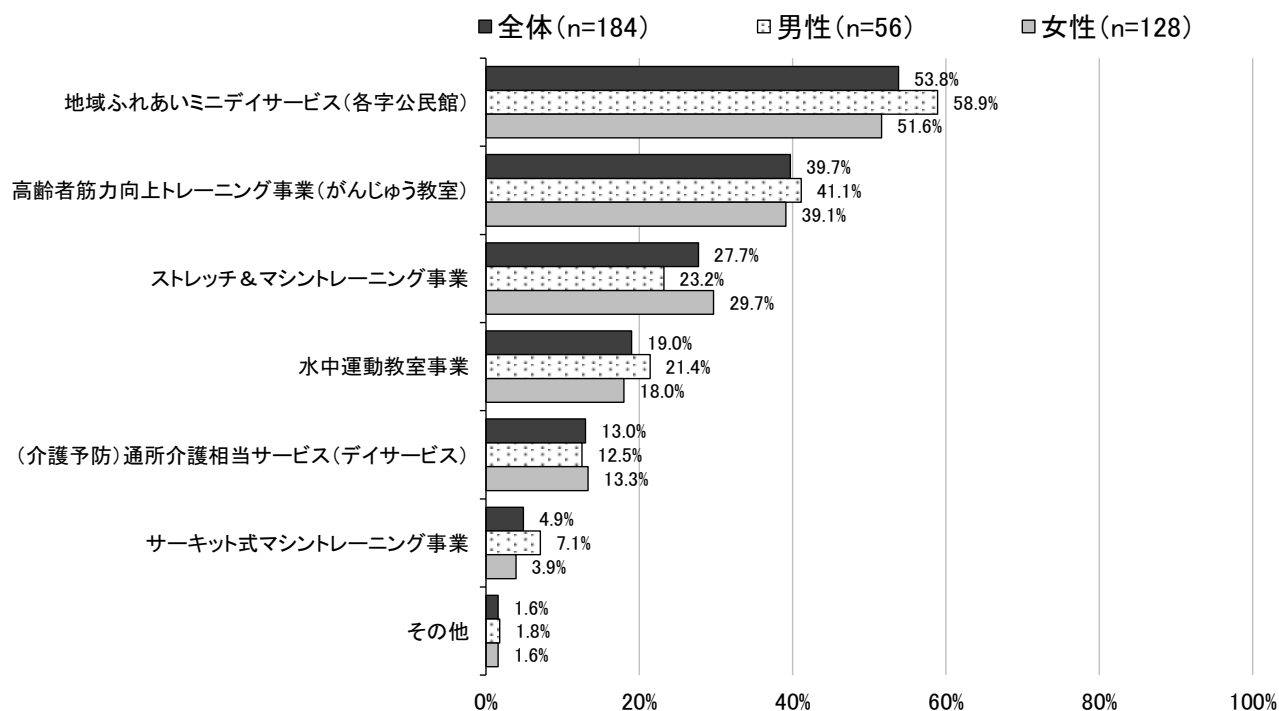
図表 今後、介護予防事業へ参加してみたいか（令和元年度）



今後、介護予防事業へ「参加したい」と回答した方が、参加してみたい・利用したい事業について全体でみると、「地域ふれあいミニデイサービス（各字公民館）」が53.8%と最も高く、次いで「高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）」の39.7%、「ストレッチ＆マシントレーニング事業」の27.7%となっています。

男女別でみても、同じ順位となっています。

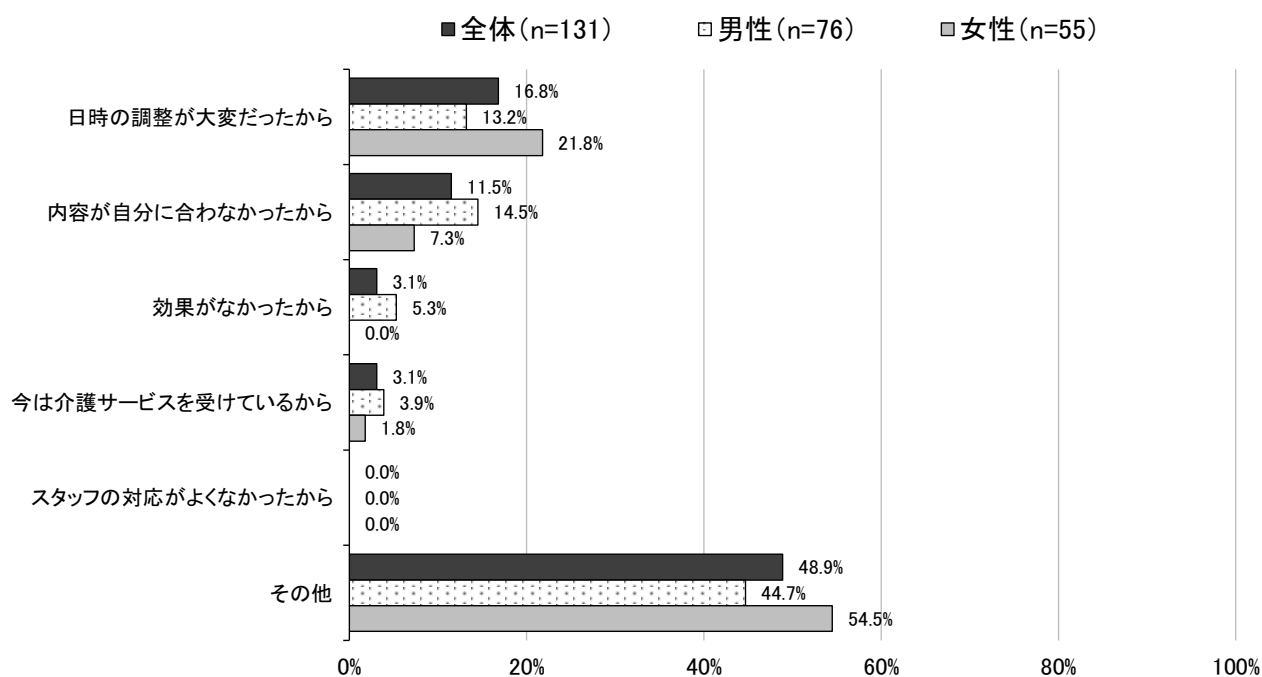
図表 今後参加・利用してみたい介護予防事業（令和元年度）



介護予防事業へ「参加したくない」と回答した方の、参加したくない理由について全体でみると、「その他」が48.9%と最も高く、次いで「日時の調整が大変だったから」の16.8%、「内容が自分に合わなかったから」の11.5%となっています。

「その他」の主な内容は、『必要ない』、『仕事などで忙しい』、『面倒だ』、『病気で参加できない』などです。

図表 今後参加・利用してみたい介護予防事業（令和元年度）



3 在宅介護実態調査結果

(1) 調査の目的

第8期介護保険事業計画において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」という観点も盛り込み、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方の把握方法等を検討することを目的として、沖縄県介護保険広域連合にて実施しました。

(2) 本調査の実施概要

①対象地域

本調査は、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村の29自治体で行いました。

なお、集計結果は、29自治体の調査結果をまとめて集計したものです。

※本調査は、保険者（広域連合）として実施しました。

②調査期間

令和元年9月2日～令和2年1月22日

③調査対象者

在宅で生活している要支援、要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、対象期間中に認定調査を受けた者となっています。

※したがって、医療機関に入院している者、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・特定施設・グループホーム・地域密着型特定施設・地域密着型特別養護老人ホームに入所又は入居している者は、本調査の対象になっていません。

④調査方法・手法

③の対象者が要介護認定の訪問調査を受ける際に、認定調査員が、主として認定調査の概況調査の内容を質問しながら、本調査の調査票に関連内容を転記する方法で調査を行っています。

主な介護者が認定調査に同席している場合は、主な介護者からも聞き取りを行いました。なお、認定調査データと関連付けた分析を行うため、回答票には調査対象者の「被保険者番号」を記載しました。

⑤調査件数等

(単位:件)

国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町
14	8	4	21	26
恩納村	宜野座村	金武町	伊江村	伊平屋村
21	15	25	10	3
伊是名村	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村
7	55	10	28	14
中城村	西原町	豊見城市	八重瀬町	南城市
37	45	85	51	88
与那原町	南風原町	久米島町	渡嘉敷村	座間味村
43	64	11	4	1
粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	総計
1	2	2	3	698

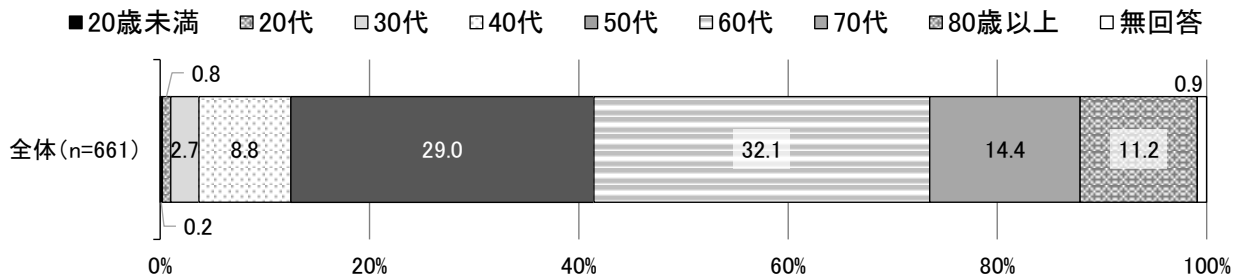
※本調査は、保険者（広域連合）として実施しました。

(3) 在宅介護実態調査結果概要

①主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「60代」が32.1%と最も高く、次いで「50代」の29.0%、「70代」の14.4%、「80歳以上」の11.2%となっています。

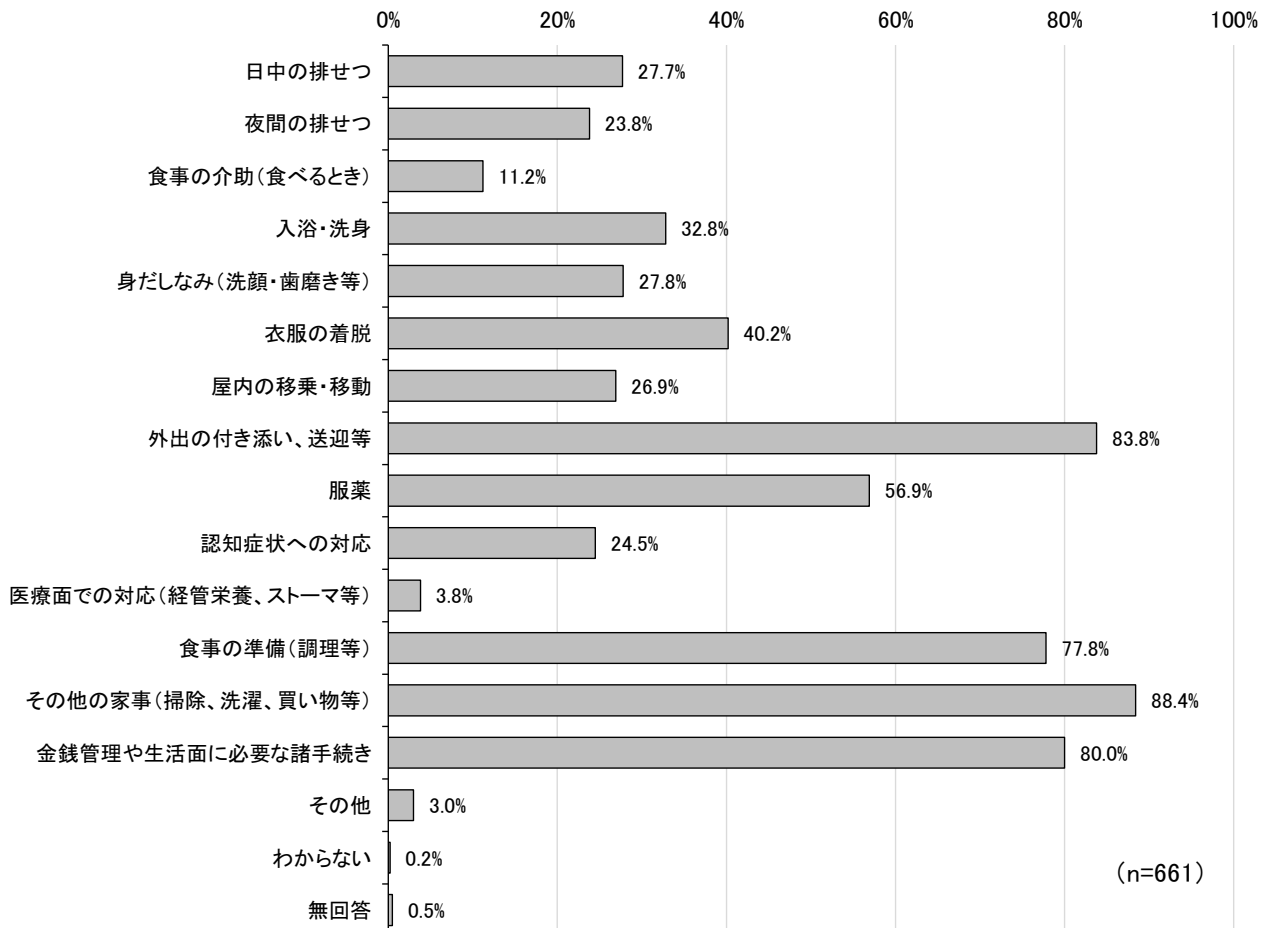
図表 主な介護者の年齢



②主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が88.4%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の83.8%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の80.0%、「食事の準備（調理等）」の77.8%となっています。

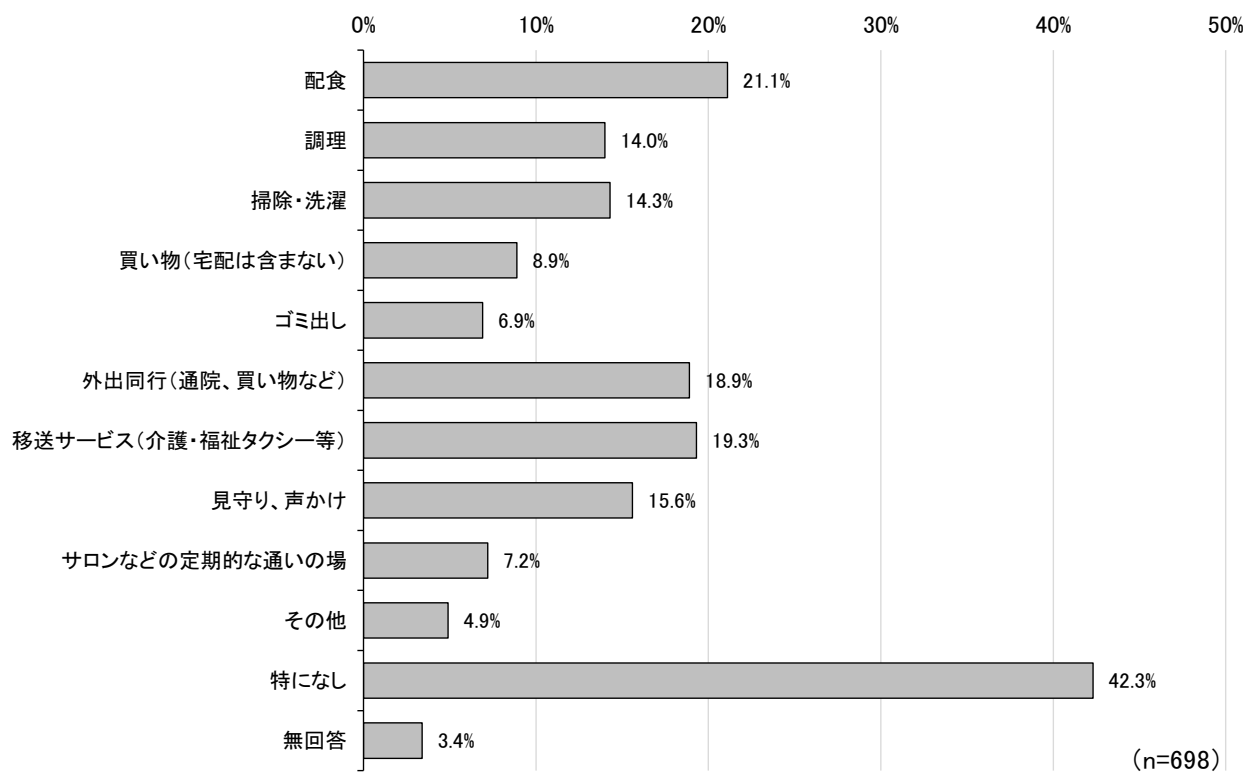
図表 主な介護者が行っている介護



③在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについては、「配食」が21.1%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の19.3%、「外出同行（通院、買い物など）」の18.9%となっています。一方で、「特になし」は42.3%となっています。

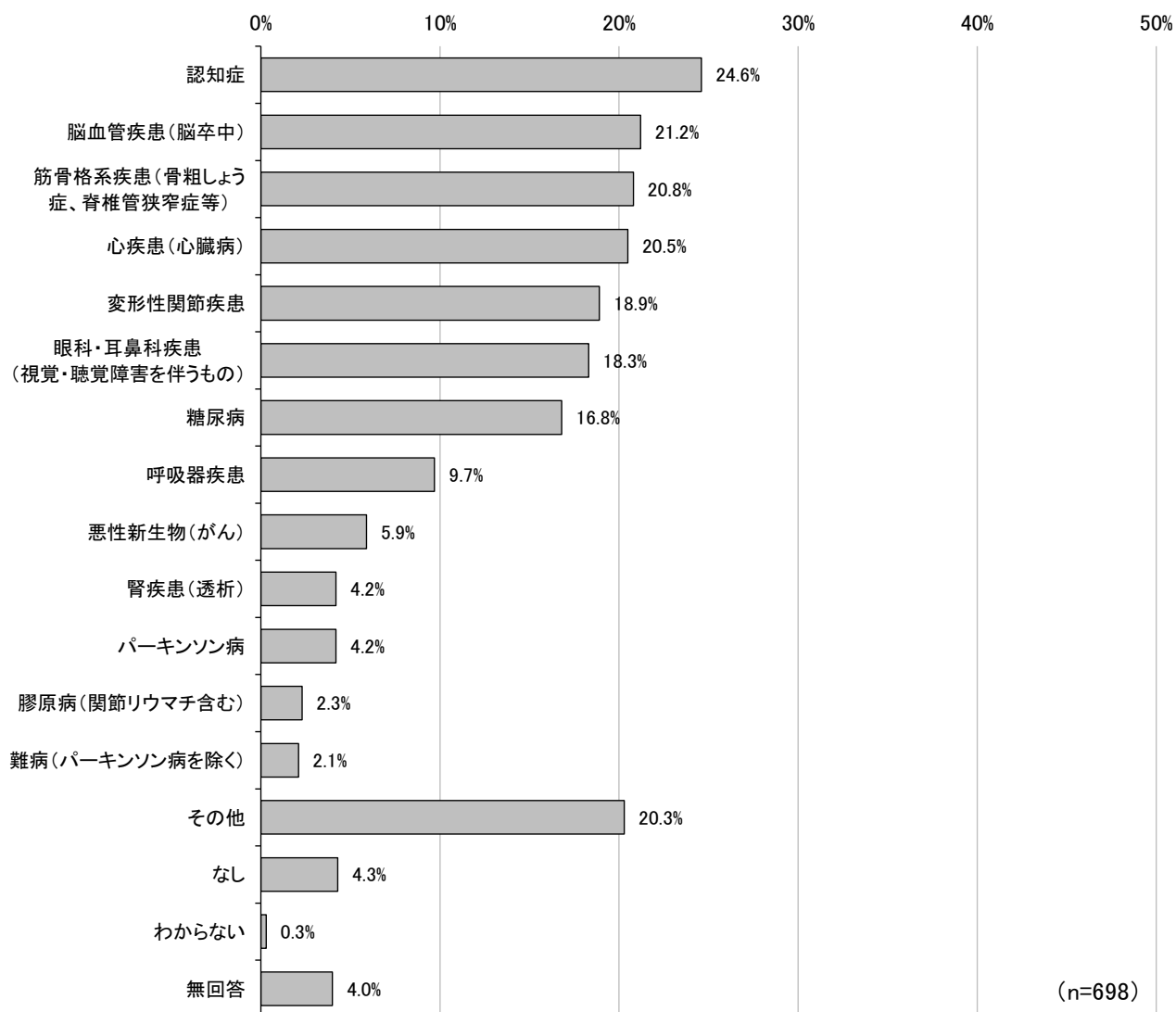
図表 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



④本人が抱えている傷病

本人が抱えている傷病は、「認知症」が 24.6%と最も高く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」の 21.2%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊椎管狭窄症等）」の 20.8%、「心疾患（心臓病）」の 20.5%となっています。

図表 本人が抱えている傷病



4 南城市高齢者保健福祉計画（第 7 期）評価

（１）高齢者福祉施策・事業全体の進捗状況

南城市高齢者保健福祉計画(第 7 期)に定める基本目標ごとの施策について、所管課による自己評価（現況把握・課題整理）を行いました。

77 施策中 B 評価が 30 項目（39.0%）、C 評価が 43 項目（55.8%）、D 評価が 3 項目（3.9%）、E 評価が 1 項目（1.3%）となっており、計画期間中における各施策・事業については、現状維持も含めおおむね計画通りに進展しています。

評価基準

評価区分	達成度判断基準
A	個別目標の達成に向けて大きく進展している
B	個別目標の達成に向けておおむね順調に進展している
C	現状維持（現状維持でやむなしも含む）
D	個別目標達成の進捗状況が停滞している
E	実施状況が芳しくなく、施策自体の見直しが必要である（事業廃止等）

第 7 期南城市高齢者保健福祉計画 達成度評価

評価区分	A	B	C	D	E
基本目標					
基本目標 1：健康な高齢期を迎えるために	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標 2：元気な毎日を送るために	0 (0.0%)	8 (47.1%)	9 (52.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標 3：自立生活を支えるために	0 (0.0%)	8 (32.0%)	16 (64.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)
基本目標 4：認知症への対応を強化するために	0 (0.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
基本目標 5：支え合いの地域づくり	0 (0.0%)	4 (50.0%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)
基本目標 6：生きがいのある生活のために	0 (0.0%)	3 (30.0%)	5 (50.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)
基本目標 7：安心と安全の生活環境のために	0 (0.0%)	1 (12.5%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(2) 基本目標別進捗状況

①基本目標 1「健康な高齢期を迎えるために」

基本目標 1 の評価事業数は 2 事業、評価数(所管課評価)は 2 評価です。

評価は「A」が 0.0% (0/2)、「B」が 100.0% (2/2)、「C」が 0.0% (0/2)、「D」が 0.0% (0/2)、「E」が 0.0% (0/2) となっています。

基本目標 1 健康な高齢期を迎えるために

評価事業	内部評価	備 考
(1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携	B	特定健診受診率 平成 30(2018)年度 44.2% 令和元(2019)年度 42.5%
(2) 高齢者の健康保持・増進	B	地域ふれあいミニデイサービス 延べ参加者数 平成 30(2018)年度 19,971 人 令和元(2019)年度 18,873 人

②基本目標 2「元気な毎日を送るために」

基本目標 2 の評価事業数は 17 事業、評価数(所管課評価)は 17 評価です。

評価は「A」が 0.0% (0/17)、「B」が 47.1% (8/17)、「C」が 52.9% (9/17)、「D」が 0.0% (0/17)、「E」が 0.0% (0/17) となっています。

基本目標 2 元気な毎日を送るために

評価事業	内部評価	備 考
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進		
①訪問型サービスの推進		
①-1 訪問介護	C	延べ利用者数 平成 30(2018)年度 623 人 令和元(2019)年度 545 人
①-2 訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	B	延べ利用者数 平成 30(2018)年度 88 人 令和元(2019)年度 98 人
①-3 訪問型サービス B (住民主体による支援)	C	
①-4 訪問型サービス C (短期集中型サービス)	C	

基本目標２ 元気な毎日を送るために

評価事業		内部評価	備 考
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進			
②通所型サービスの推進			
②-1 通所介護	C	延べ利用者数 平成 30(2018)年度 2,244 人 令和元(2019)年度 2,127 人	
②-2 通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	C		
②-3 通所型サービス B (住民主体による支援)	C		
②-4 通所型サービス C (短期集中型サービス)	C		
③その他の生活支援サービス	C		
④介護予防ケアマネジメント	B	延べ件数 平成 30(2018)年度 1,741 件 令和元(2019)年度 1,437 件	
(2) 一般介護事業の推進			
①介護予防把握事業	B	延べ相談件数 平成 30(2018)年度 291 件 令和元(2019)年度 305 件	
②介護予防普及啓発事業			
②-1 介護予防の知識の普及啓発	B		
②-2 高齢者筋力向上トレーニング事業 (がんじゅう教室)	B	延べ参加者数 平成 30(2018)年度 20,162 人 令和元(2019)年度 17,345 人	
②-3 介護予防教室	B	延べ参加者数 平成 30(2018)年度 2,044 人 令和元(2019)年度 1,962 人	
②-4 地域ふれあいミニデイサービス事業	B	開催自治会数 平成 30(2018)年度 66 か所 令和元(2019)年度 66 か所	
②-5 訪問指導事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 4 人 令和元(2019)年度 3 人	
③地域介護予防活動支援事業			
③-1 介護支援ボランティアポイント制度	B	実利用者数 平成 30(2018)年度 381 人 令和元(2019)年度 388 人	

③基本目標 3「自立生活を支えるために」

基本目標 3 の評価事業数は 25 事業、評価数(所管課評価)は 25 評価です。

評価は「A」が 0.0% (0/25)、「B」が 36.0% (9/25)、「C」が 60.0% (15/25)、「D」が 4.0% (1/25)、「E」が 0.0% (0/25) となっています。

「家族介護慰労金支給事業」は、該当者の把握が困難なため事業が停滞している状況にあり D 評価としています。

基本目標 3 自立生活を支えるために

評価事業	内部評価	備 考
(1) 包括的支援事業の推進		
①地域包括支援センターの業務整備	B	
②地域包括支援センターの運営充実		
②-1 地域包括支援センターの周知徹底	C	
②-2 地域包括支援センターの体制の強化	B	
②-3 介護予防ケアマネジメント事業の充実	C	
②-4 相談と情報提供の充実		
②-4-1 相談体制の充実	B	
②-4-2 情報提供の充実	B	
②-5 権利擁護の推進		
②-5-1 権利擁護の相談の充実	C	
②-5-2 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 3 人 令和元(2019)年度 8 人
②-5-3 高齢者虐待の防止と早期発見の推進	C	
②-6 ケアマネジメント支援事業	C	研修会開催数 平成 30(2018)年度 4 回 令和元(2019)年度 2 回
②-7 地域ケア会議の充実	C	地域ケア会議開催数 平成 30(2018)年度 25 回 令和元(2019)年度 28 回
③在宅医療・介護連携の推進	B	
④認知症施策の推進	B	認知症地域支援推進員配置数 平成 30(2018)年度 3 人 令和元(2019)年度 3 人
⑤生活支援サービスの体制整備	C	

基本目標3 自立生活を支えるために

評価事業	内部評価	備 考
(2) 任意事業の充実		
①家族介護用品支給事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 19 人 令和元(2019)年度 21 人
②家族介護慰労金支給事業	D	実利用者数 平成 30(2018)年度 0 人 令和元(2019)年度 0 人
③食の自立支援サービス事業	B	実利用者数 平成 30(2018)年度 176 人 令和元(2019)年度 166 人
④成年後見制度利用支援事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 3 人 令和元(2019)年度 4 人
⑤夜間・休日の虐待等相談事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 3 人 令和元(2019)年度 2 人
⑥緊急通報システム事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 20 人 令和元(2019)年度 15 人
(3) 市の単独事業の充実		
①外出支援サービス事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 19 人 令和元(2019)年度 21 人
②ショートステイ事業	C	実利用者数 平成 30(2018)年度 3 人 令和元(2019)年度 1 人
(4) 市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	B	
(5) 地域密着型サービスの充実		
①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	C	認知症デイサービス延べ参加者数 平成 30(2018)年度 102 人 令和元(2019)年度 74 人
②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	C	小規模多機能型居宅介護利用者数 平成 30(2018)年度 282 人 令和元(2019)年度 292 人

④基本目標４「認知症への対応を強化するために」

基本目標４の評価事業数は７事業、評価数(所管課評価)は７評価です。

評価は「Ａ」が 0.0% (0/7)、「Ｂ」が 42.9% (3/7)、「Ｃ」が 57.1% (4/7)、「Ｄ」が 0.0% (0/7)、「Ｅ」が 0.0% (0/7) となっています。

基本目標４ 認知症への対応を強化するために

評価事業	内部評価	備 考
(１) 認知症予防対策の推進	B	介護予防教室延べ参加者数 平成 30(2018)年度 2,044 人 令和元(2019)年度 1,962 人
(２) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	C	認知症初期集中支援チーム員会議 平成 30(2018)年度 10 回 令和元(2019)年度 11 回
(３) 認知症支援ネットワークづくり	C	
(４) 認知症家族介護者への支援	C	家族介護教室開催数 平成 30(2018)年度 1 回 令和元(2019)年度 0 回
(５) 認知症の方とその家族の居場所づくり	B	認知症カフェ開催数 令和元(2019)年度 1 回
(６) 認知症サポーターの養成	B	サポーター数/養成講座開催数 平成 30(2018)年度 74 人/6 回 令和元(2019)年度 308 人/8 回
(７) 認知症高齢者のための介護サービスの整備充実	C	施設数 平成 30(2018)年度 4 か所 令和元(2019)年度 4 か所

⑤基本目標5「支え合いの地域づくり」

基本目標5の評価事業数は8事業、評価数(所管課評価)は8評価です。

評価は「A」が0.0%(0/8)、「B」が50.0%(4/8)、「C」が37.5%(3/8)、「D」が12.5%(1/8)、「E」が0.0%(0/8)となっています。

「地域支え合い支援事業の推進」は、支援員の担い手不足、コロナ禍における新しい見守り体制(訪問のみではなく、目視や架電等)の構築が必要なためD評価としています。

基本目標5 支え合いの地域づくり

評価事業	内部評価	備 考
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	B	
(2) 地域支え合い支援事業の推進	D	実施自治会数 平成30(2018)年度 14 か所 令和元(2019)年度 14 か所
(3) ボランティア活動の推進		
①ボランティアの育成支援	C	養成研修延べ参加者数 平成30(2018)年度 一人 令和元(2019)年度 109 人
②ボランティア活動の推進	B	ボランティア活動保険 平成30(2018)年度 27 件 令和元(2019)年度 26 件
③高齢者のボランティア活動参加促進	B	ボランティアポイント制度 実利用者数 平成30(2018)年度 381 人 令和元(2019)年度 388 人
④社会福祉関係機関・団体との連携	C	加入団体数 平成30(2018)年度 45 団体 令和元(2019)年度 48 団体
(4) 福祉教育の推進		
①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進	B	福祉講話件数 平成30(2018)年度 11 件 令和元(2019)年度 18 件
②ボランティア活動推進校の指定	C	指定校・指定園数 平成30(2018)年度 小学校8 中学校4 幼稚園0 認可保育園7 認定こども園2 令和元(2019)年度 小学校8 中学校4 幼稚園1 認可保育園6 認定こども園2

⑥基本目標 6 「生きがいのある生活のために」

基本目標 6 の評価事業数は 10 事業、評価数(所管課評価)は 10 評価です。

評価は「A」が 0.0% (0/10)、「B」が 30.0% (3/10)、「C」が 50.0% (5/10)、「D」が 10.0% (1/10)、「E」が 10.0% (1/10) となっています。

「老人クラブ活動支援の充実」は、会員数の減少、単位クラブへの未加入、市連合会から脱退の単位クラブなどの理由から D 評価としています。

「スポーツ活動の機会の充実」については、「チャレンジデー」の休止に伴い、E 評価としています。

基本目標 6 生きがいのある生活のために

評価事業	内部評価	備 考
(1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実		
①スポーツ活動の機会の充実	E	チャレンジデー参加人数 平成 30(2018)年度 28,694 人 令和元(2019)年度 休止
②高齢者の生きがい健康づくり事業	C	生きがい健康まつり参加者数 平成 30(2018)年度 400 人 令和元(2019)年度 520 人
③文化活動、生涯学習機会の充実	C	60 歳以上対象講座 平成 30(2018)年度 5 講座 令和元(2019)年度 5 講座
④生きがい活動についての情報提供の充実	C	
(2) ふれあい、交流等の推進		
①地域の交流の機会の拡充	B	地域ふれあいミニデイサービス事業 開催自治会数 平成 30(2018)年度 66 か所 令和元(2019)年度 66 か所
②世代間交流の機会の拡充	B	実施校・実施園数 平成 30(2018)年度 小学校 4 中学校 3 幼稚園 6 令和元(2019)年度 小学校 5 中学校 3 幼稚園 6
③老人クラブ活動支援の充実	D	会員数 平成 30(2018)年度 1,520 人 令和元(2019)年度 1,454 人
④敬老会の実施	C	参加者数 平成 30(2018)年度 950 人 令和元(2019)年度 839 人
(3) 就労の支援推進	C	シルバー人材センター会員数 平成 30(2018)年度 300 人 令和元(2019)年度 309 人
(4) その他の生きがいづくりの推進	B	長寿祝対象者数 平成 30(2018)年度 323 人 令和元(2019)年度 335 人

⑦基本目標 7 「安心と安全の生活環境のために」

基本目標 7 の評価事業数は 8 事業、評価数(所管課評価)は 8 評価です。

評価は「A」が 0.0% (0/8)、「B」が 12.5% (1/8)、「C」が 87.5% (7/8)、「D」が 0.0% (0/8)、「E」が 0.0% (0/8) となっています。

基本目標 7 安心と安全の生活環境のために

評価事業	内部評価	備 考
(1) 防犯・防災対策の充実		
①連携による防犯対策の推進	C	与那原地区安全なまちづくり 推進協議会委員 平成 30(2018)年度 27 人 令和元(2019)年度 27 人
②自主防犯活動の推進	C	自主防犯ボランティア隊 平成 30(2018)年度 70 人 令和元(2019)年度 70 人
③防犯灯の設置促進	C	設置灯数 平成 30(2018)年度 41 台 令和元(2019)年度 36 台
④災害時の要援護高齢者等に対する支援 体制の強化	C	南城市地域支え合い支援事業 登録者数 平成 30(2018)年度 26 人 令和元(2019)年度 25 人
⑤自主防災組織発足や活動の支援	C	支援回数 平成 30(2018)年度 2 回 令和元(2019)年度 1 回
⑥犯罪や災害に関する知識の普及	C	消費者教育講座実施団体数 平成 30(2018)年度 9 団体 令和元(2019)年度 10 団体
(2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進		
①建物や道路環境の福祉のまちづくりの 推進	B	
②交通安全対策	C	カーブミラー設置本数 平成 30(2018)年度 19 本 令和元(2019)年度 12 本

5 第 8 期計画に向けた課題

高齢者に係る統計資料や各種アンケート調査結果及び第 7 期計画の評価から、第 8 期計画における課題について、以下のようにまとめました。

(1) 地域活動への参加、生きがいくくり

高齢化が一層進む中、高齢者が地域活動に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある生活を送る必要があります。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果では、地域活動への参加状況について、いずれの活動においても、不参加者の割合が高く、前回調査と比較し、参加者の割合は少なくなっています。また、生きがいの有無について「生きがいあり」と回答した割合が最も高いものの、生きがいについて「思いつかない」と回答した方も 23.6%おられます。

第 7 期計画において、「高齢者の生きがいのある生活のために」、スポーツ・文化の充実、地域及び多世代交流、就労支援等を行っており、今後も、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会参加できるような機会の創出や経験や知識を活かして活躍できる就業環境及びボランティア活動参加を支援する必要があります。

(2) 介護予防への取り組み

本市の高齢者人口は、増加傾向にあり、年齢別人口構成をみても、今後も前期を中心とした高齢者人口が増加することが予想され、これに伴い要支援・要介護認定者も増加することが見込まれます。

高齢者が継続して介護予防に取り組むには、高齢者が容易に抱える範囲に通いの場がある必要があり、住民が主体となって運営することで、継続的な介護予防の取り組みとなります。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果では、住民主体の通いの場の参加意向について、参加者として参加したいと回答された方が 58.5%、お世話役として参加したい方が 37.5%おられます。また、介護予防事業の参加による効果について「効果があった」と回答した方は 66.0%いることから、これらの方を中心として、未参加の方へに取組効果などを情報提供し、通いの場へと巻き込む取り組みが必要と考えられます。

本市では、「元気な毎日を送るために」、介護予防・生活支援サービスの取組として、訪問型・通所型サービスを広域が指定した事業所と連携して実施しています。今後の課題として、通所型サービス C の事業実施や総合事業の配食サービス実施が課題となっています。

(3) 健康づくりへの取り組み

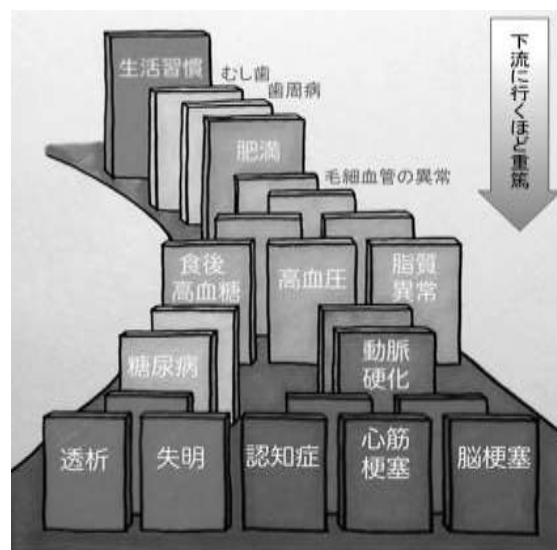
在宅介護実態調査から本人が抱えている傷病について、「認知症」や「脳血管疾患（脳卒中）」の割合が高くなっています。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より、現在治療中または後遺症のある病気について、「高血圧」が最も高くなっています。「高血圧」は「認知症」や「脳血管疾患（脳卒中）」につながる疾患であり、この要因として生活習慣病が挙げられ、生活習慣病の早期発見が重要であり、各種検診事業との連携が必要不可欠であると考えられます。

図表 メタボリックドミノ

本市では、「元気な高齢期を迎えるために」特定健診受診率の向上を目指し、チラシ、リーフレットの作成、休日健診、コールセンターによる受診勧奨等を行っております。今後は、40 歳、50 歳の若い世代の受診率の向上が課題となっています。

高齢者の健康維持の取組として、地域ふれあいミニデイ教室において、健康チェックや健康相談等を行っていますが、前期高齢者、男性の参加者が少ないことが課題となっています。



(4) 認知症とその介護者に対する支援

本市の要介護・要支援認定者の日常生活自立度より、認定者の 78.8%が何らかの認知症（自立以外）を有しています。

また、在宅介護の主な介護者が不安に感じる介護(在宅介護限界点)として「認知症への対応」の割合が最も高くなっています。

在宅介護実態調査結果から、介護者の主な年齢は、70 代以上が 25.6%を占めており、老老介護の状況が伺えます。

在宅での生活が難しくなっている理由としては、介護者の介護にかかる負担・負担量の増大が挙げられています。

認知症の人の介護者が抱える不安や負担を軽減するために、認知症に関する相談窓口の周知と認知症の症状や段階ごとに合わせた医療や介護サービス等の提供が必要と考えられます。

また、認知症の人や一人暮らし高齢者が増加するなかで、認知症に対する正しい知識や理解に基づいた地域住民の見守りや、認知症サポーターの養成、チームオレンジの取組が必要と考えられます。

(5) 高齢者の自立した生活に対する支援

在宅介護実態調査より、主な介護者が行っている介護は、「その他家事」が最も高く、次いで「外出の付き添い・送迎等」が挙げられています。

「その他家事」、「外出支援」などの生活支援サービスは、地域の支えあいや有償ボランティアによる対応が重要となり、ボランティア体制の構築・強化が必要になると考えられます。

本市では、ボランティアに対するポイント制度の実施や、小中高学校のボランティア活動の推進を行っています。今後は、高齢者が在宅生活を継続して行くうえで必要なサービスの整理と、地域資源のマッチングが必要と考えられます。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

国の基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしており、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進を重要視しています。

第8期計画においてもこの基本方針を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「住まい」、「介護予防・生活支援」、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が重要となります。



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

市の総合計画の基本指針「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」の中で「暮らしの充実と豊かさ」を基本施策として掲げています。

総合計画より時期的に先行して策定された現在の高齢者保健福祉計画の方向性が盛り込まれており、特に「福寿」という言葉は総合計画でも使用されています。

第7期南城市高齢者保健福祉計画では「福寿の郷・南城 元気いっぱいの高齢期を過ごすために」を基本理念として掲げ、高齢期を元気に過ごしていけるような高齢者福祉の展開を進めてきました。

この基本理念は、2025年までの中長期的な視野にあたり、地域の将来の姿を踏まえたまちづくりの普遍的な目標であると考えられます。

今後も、健康寿命を延ばすための健康づくり、高齢者の介護予防の強化、日常生活の支援体制の確立、支え合う地域づくり、生きがいづくり、認知症への対応、安心・安全の生活環境づくり、地域共生社会の構築が重要であると考えられ、本計画においても現行計画の基本理念を継承し、下記のとおりとします。

図表 基本理念

福寿の郷・南城

元気いっぱいの高齢期を過ごすために

2 基本目標の設定

本市の高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを感じ、尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができるよう、次の7つの基本目標を掲げ高齢者福祉施策を展開します。

基本目標1 健康な高齢期を迎えるために

基本目標2 元気な毎日を送るために

基本目標3 自立生活を支えるために

基本目標4 認知症への対応を強化するために

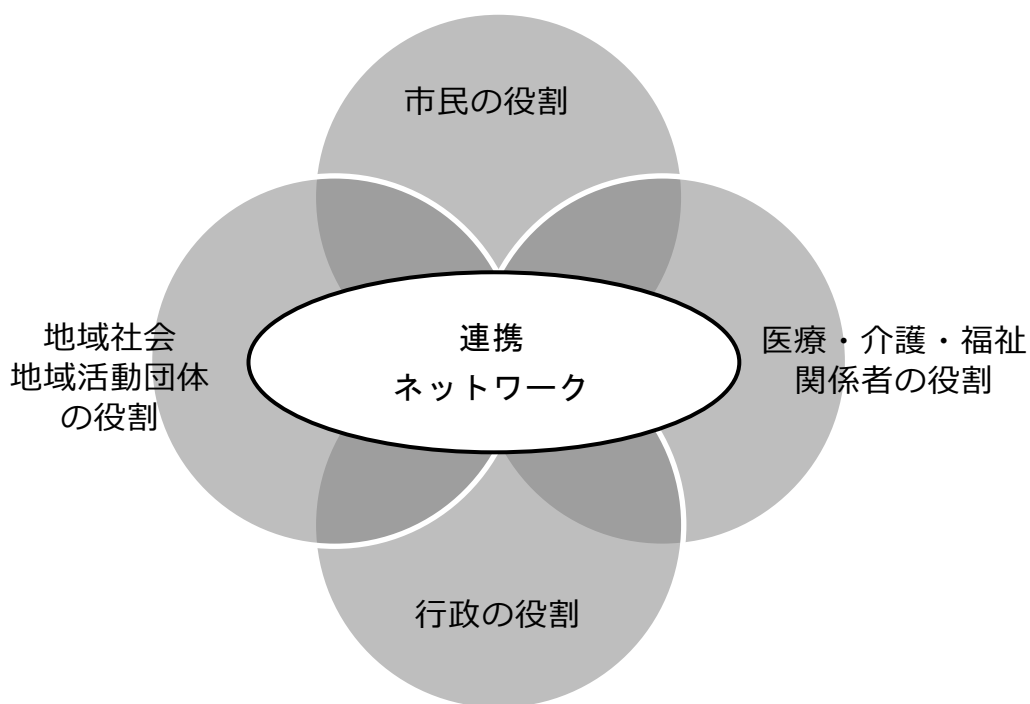
基本目標5 支え合いの地域づくり

基本目標6 生きがいのある生活のために

基本目標7 安心と安全の生活環境のために

3 施策の展開

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるように、市民、地域社会・地域活動団体、医療・介護・福祉関係者、行政が、それぞれの役割を果たしながら連携を深め、一体的に高齢者福祉施策を展開していきます。



(1) 市民の役割

生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、健康寿命を延伸するため、積極的に健康づくり・介護予防に取り組むことが重要です。

趣味や学習、社会参加などの活動を通じて自己実現を図るなど、主体的・積極的に人生を送ることが重要です。

ボランティア活動に積極的に参加するなど、地域とつながることが重要です。

自分らしい暮らしを実現できるよう、適切なサービスなどを利用しながら、症状や要介護度が悪化しないように生活することが重要です。

(2) 地域社会・地域活動団体の役割

地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきており、誰もがお互いに助け合う地域コミュニティを形成することが重要です。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、これまで以上に福祉関係者や関係機関などと連携し、支援に取り組むことが重要です。

老人クラブやシルバー人材センターなどは、加入者全体の福祉向上を目指した取り組みを強化することが重要です。

(3) 医療・介護・福祉関係者の役割

市民が適切な支援を受けながら、安心して在宅療養生活を送ることができるよう、医療、介護、福祉関係者の連携を充実させていくことが期待されます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携（横のつながり）を密接にし、サービスの質の向上を図りながら、引き続き個々の状況に応じた適正なサービスを提供することが重要です。

(4) 行政の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して、市民ニーズなどの現状把握や施策・

事業の進捗管理などを通して、本計画に位置づけた施策・事業を総合的・一体的に推進します。

これまで構築してきた地域包括ケアシステムについて、市民や関係団体による主体的な支え合いの活動を支援することにより、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

4 施策の体系

基本目標 1：健康な高齢期を迎えるために	
基本施策	事業
(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携	
(2)高齢者の健康保持・増進	

基本目標 2：元気な毎日を送るために	
基本施策	事業
(1)介護予防・生活支援 サービス事業の推進	①訪問型サービスの推進 ①-1.訪問介護 ①-2.訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ①-3.訪問型サービスB（住民主体による支援） ①-4.訪問型サービスC（短期集中型サービスC）
	②通所型サービスの推進 ②-1.通所介護 ②-2.通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） ②-3.通所型サービスB（住民主体による支援） ②-4.通所型サービスC（短期集中型サービスC）
	③その他の生活支援サービス
	④介護予防ケアマネジメント
(2)一般介護事業の推進	①介護予防把握事業
	②介護予防普及啓発事業 ②-1.介護予防の知識の普及啓発 ②-2.高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室） ②-3.介護予防教室 ②-4.地域ふれあいミニデイサービス事業 ②-5.訪問指導事業
	③地域介護予防活動支援事業 ③-1.介護支援ボランティアポイント制度

基本目標３：自立生活を支えるために	
基本施策	事業
(1)包括的支援事業の推進	①地域包括支援センターの業務整備
	②地域包括支援センターの運営充実 ②-1.地域包括支援センターの周知徹底 ②-2.地域包括支援センターの機能強化 ②-3.介護予防ケアマネジメント事業の充実 ②-4.相談と情報提供の充実 ②-4-1.相談体制の充実 ②-4-2.情報提供の充実 ②-5.権利擁護の推進 ②-5-1.権利擁護の相談の充実 ②-5-2.「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進 ②-5-3.高齢者虐待の防止と早期発見の推進 ②-6. 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業 ②-7.地域ケア会議の充実
	③在宅医療・介護連携の推進
	④生活支援体制整備事業の推進
(2)任意事業の充実	①家族介護用品支給事業
	②家族介護慰労金支給事業
	③食の自立支援サービス事業
	④成年後見制度利用支援事業
	⑤夜間・休日の虐待等相談事業
	⑥緊急通報システム事業
(3)市の単独事業の充実	①外出支援サービス事業
	②一時保護事業
(4)市社会福祉協議会による事業の紹介と支援	
(5)地域密着型サービスの充実	①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
	②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

基本目標 4：認知症への対応を強化するために	
基本施策	事業
(1)認知症予防対策の推進	
(2)認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	
(3)認知症支援ネットワークづくり	
(4)認知症家族介護者への支援	
(5)認知症サポーターの養成	

基本目標 5：支え合いの地域づくり	
基本施策	事業
(1)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	
(2)地域支え合い支援事業の推進	
(3)ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成支援
	②ボランティア活動の推進
	③高齢者のボランティア活動参加促進
	④社会福祉関係機関・団体との連携
(4)福祉教育の推進	①福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進
	②ボランティア活動推進校の指定

基本目標 6：生きがいのある生活のために	
基本施策	事業
(1)スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	①スポーツ活動の機会の充実
	②高齢者の生きがい健康づくり事業
	③文化活動、生涯学習機会の充実
	④生きがい活動についての情報提供の充実
(2)ふれあい、交流等の推進	①地域の交流の機会の拡充
	②世代間交流の機会の拡充
	③老人クラブ活動支援の充実
	④敬老会の実施
(3)就労の支援推進	
(4)その他の生きがいづくりの推進	

基本目標 7：安心と安全の生活環境のために	
基本施策	事業
(1)防犯・防災対策の充実	①連携による防犯対策の推進
	②自主防犯活動の推進
	③防犯灯の設置促進
	④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化
	⑤感染症対策
	⑥自主防災組織発足や活動の支援
	⑦犯罪や災害に関する知識の普及
(2)建物や道路、住宅等の 環境整備の推進	①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進
	②交通安全対策

第4章 高齢者福祉施策の展開

1 基本目標 1 健康な高齢期を迎えるために

(1) 生活習慣病予防の取り組みとの連携 【所管課：健康増進課】

【これまでの取組】

寝たきりや認知症の方を減らすためにも、脳血管疾患や心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病発症予防や、重症化予防の入り口となる特定健診受診率の向上を目指し、過去3年間特定健診未受診者へ健診受診勧奨訪問指導員による受診勧奨を行い、継続受診の方へは地区保健師・栄養士による受診勧奨を行っています。

また、チラシやリーフレットの変更、休日健診の実施、コールセンターによる受診勧奨も行っており、特定保健指導率は、国の目標である60%以上を達成しています。

【今後の方向性】

特定健診の受診率向上の課題として40代、50代の受診率が低く、健康に関心を持ちつつも多忙が理由で受診行動に結びつきにくい世代となっています。これまでの取り組みと、更にSNSを活用した受診勧奨を実施し、健診の必要性を理解してもらい段階的に受診率の向上を目指していきます。また、健診を受けた人が次年度も継続して受診していけるよう強化していきます。

(2) 高齢者の健康保持・増進 【所管課：生きがい推進課】

【これまでの取組】

市内70自治会のうち66自治会にて、地域ふれあいミニデイサービス事業として健康相談やレクレーションを実施し、高齢者の社会的孤立感の解消および介護予防を促進しており、「大里グリーンタウン自治会」、「久高区」、「つきしろ自治会」では自主運営を行っています。

また、高齢者筋力向上トレーニング事業「がんじゅう教室」では、身体機能の向上・維持の為、ストレッチやトレーニングを実施しています。

【今後の方向性】

どちらの事業も新型コロナウイルス感染症拡大のため参加者が減少しました。また、前期高齢者や男性の参加者が少ない状況です。

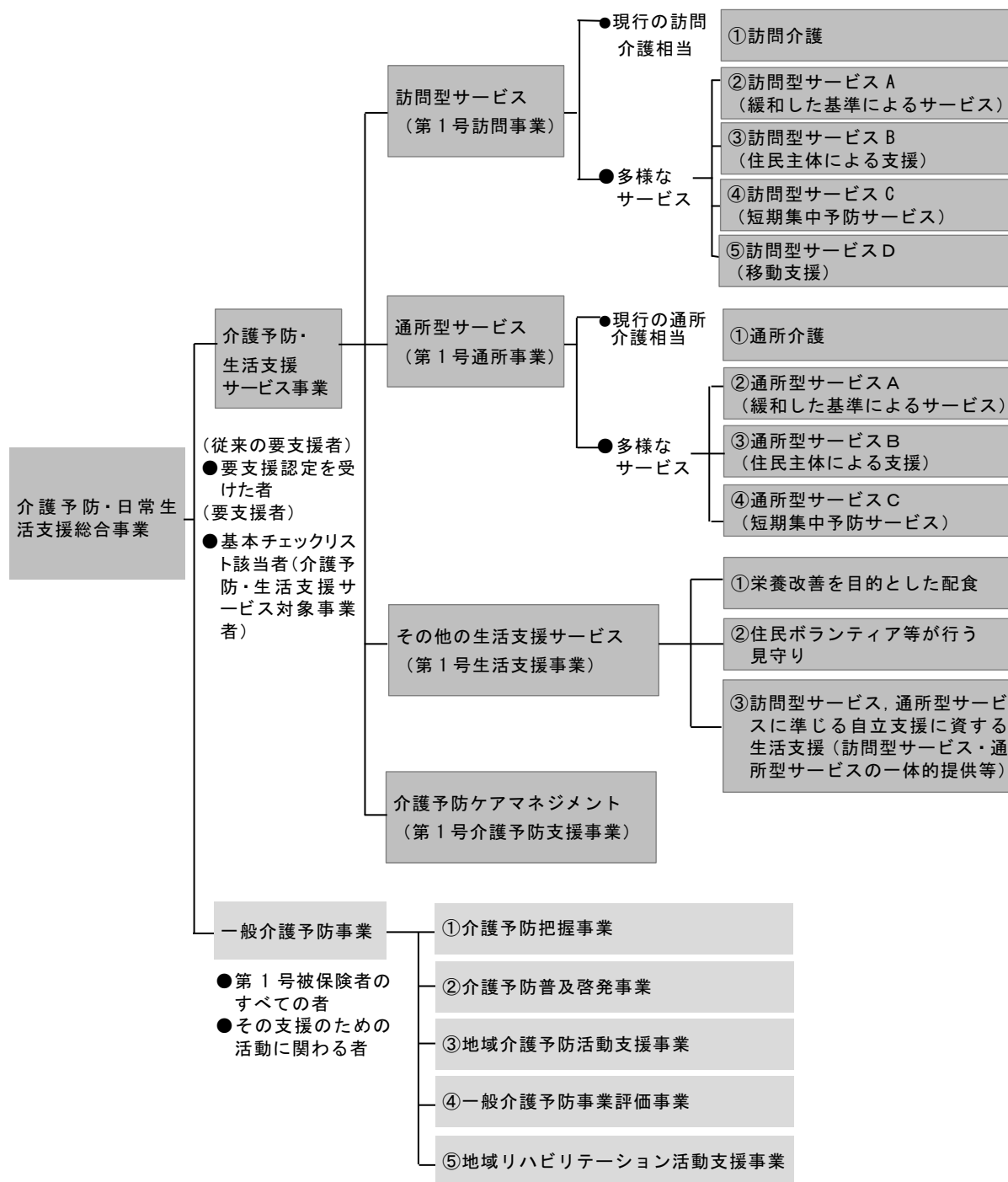
今後は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域ふれあいミニデイサービス事業での健康チェックや健康相談、高齢者筋力向上トレーニング事業「がんじゅう教室」での運動指導を継続して実施します。

また、参加者のニーズ把握を行い、健康づくりのための多様なプログラムを作成するなど、内容の充実を図ります。

2 基本目標 2 元気な毎日を送るために

介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分類されています。

図表 介護予防・日常生活支援総合事業体系図



（１）介護予防・生活支援サービス事業の推進　〔所管課：生きがい推進課〕

①訪問型サービスの推進

日常生活において訪問型の支援を必要とする要支援者等を対象に、既存の介護予防訪問介護に加え、住民主体の支援等も含め、多様な支援を行い、介護状態の悪化防止を図ります。

①-1. 訪問介護

【これまでの取組】

市が指定した事業所により、入浴、排せつ等の身体介護を中心とした日常生活の支援として、介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、サービスを行っています。

【今後の方向性】

今後も、本サービスが必要な方が適正にサービスが利用できるように支援します。

①-2. 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【これまでの取組】

市が指定した事業所により、調理、掃除等の生活援助の支援として、ヘルパー有資格者や市の研修受講者が訪問し、生活援助を行っています。

【今後の方向性】

久高島におけるヘルパー確保が課題として挙げられます。市内全域で円滑に事業展開が図れるよう、委託事業所への支援、指導を引き続き行います。

また、対象の把握を行い、必要な方が適正にサービスが利用できるよう支援します。

①-3. 訪問型サービスB（住民主体による支援）

【これまでの取組】

有償・無償のボランティア等により、短時間で可能な調理、掃除等の生活援助を行うため、住民ニーズや委託先についての情報収集に努めています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握・整理を行い、必要なサービスの事業化に努めます。

①-4. 訪問型サービスC（短期集中型サービス）

【これまでの取組】

保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（３～６ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう支援しています。また、住民ニーズや委託先についての情報収集に努めています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握を行い、必要なサービスについては事業化に努めます。

②通所型サービスの推進

②-1. 通所介護

【これまでの取組】

デイサービス等に通い、食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も、本サービスが必要な方が適正にサービスが利用できるよう広域連合が指定した事業所による入浴、排せつ等の身体介護を中心とした支援を行います。

②-2. 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

【これまでの取組】

事業所の職員や補助ボランティアによる運動、レクリエーション、ミニデイサービス等の支援を行うもので、住民ニーズや委託先について情報収集を行っています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握・整理を行い、必要なサービスの事業化に努めます。

②-3. 通所型サービスB（住民主体による支援）

【これまでの取組】

住民ニーズや委託先について情報収集に努めています。

【今後の方向性】

住民ニーズの把握を行い、必要なサービスについては事業化していきます。

有償・無償のボランティア等により、体操や運動等の活動、自主的な通いの場を提供している団体へ助成を行います。

②-4. 通所型サービスC（短期集中型サービス）

【これまでの取組】

施設に通いながら保健・医療の専門職により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間(3～6ヶ月)で支援を行うもので、事業所側での人員確保や安定的なサービス利用者が見込めないことから、平成29年度より事業所の確保ができていない状況です。

【今後の方向性】

事業実施に向け、医療機関のソーシャルワーカーやケアマネジャーと連携を図り、対象者の把握及び実施事業所の確保に努めます。

③その他の生活支援サービス

【今後の方向性】

民生委員、地域包括支援センターとの情報共有及び連携を行い、配食・見守り等の利用者ニーズを把握・整理し、事業化を検討します。

④介護予防ケアマネジメント

【これまでの取組】

介護予防が必要な対象にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランの作成を支援しています。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大により、外出に対する不安など、高齢者の状態や環境に変化が生じています。

本人が自立した生活を送ることができるよう、引き続き必要な方に適切にケアプランの作成を行い自立支援に努めます。

（２）一般介護事業の推進　〔所管課：生きがい推進課〕

①介護予防把握事業

【これまでの取組】

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防へと繋げられるよう社会福祉協議会や自治会長・区長、民生委員・児童委員と連携し、支援が必要な高齢者の情報収集に努めています。

初期段階での相談対応を実施しながら、専門的・継続的に支援を行っています。

【今後の方向性】

支援の輪を広げるため、関係団体等とのネットワークを強化し、対象者の把握に努めます。

②介護予防普及啓発事業

②-1. 介護予防の知識の普及啓発

【これまでの取組】

介護予防の大切さや知識の普及のため、地域ふれあいミニデイサービス等に出向いての啓発、市の窓口や広報誌活用のほか、介護予防事業や介護サービスに関するチラシの全世帯配布を行っています。

【今後の方向性】

今後も、地域ふれあいミニデイサービス等、市の窓口、広報誌等を活用した普及啓発に努めます。

また、地域の自治会長・区長、民生委員・児童委員、女性会、青年会等の協力を得ながら、介護予防、介護保険制度、各種サービスに関する情報の提供も行います。

②-2. 高齢者筋力向上トレーニング事業

【これまでの取組】

「がんじゅう教室」の中で低体力者、前期高齢者や男性向けのプログラムを実施し、内容の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための一時自粛時に、自宅でもトレーニングができるチラシの配布や動画を作成し、動画配信サイトへ投稿を行い、利用者の体力の維持を図っています。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、利用者の体力維持、向上を図ります。また、前期高齢者と男性の利用者を増やすための取り組みを実施します。

②-3. 介護予防教室

【これまでの取組】

高齢者が健康について知識を深め、自身の健康状態や運動能力を把握し、目標を持って健康づくりや介護予防に取り組むため「地域ふれあいミニデイサービス」、「老人クラブ」へ出向き、運動機能の向上や口腔ケア、栄養改善、認知症予防等の教室を実施しています。

【今後の方向性】

従来の内容に加え、多様なプログラムを作成し、内容の充実を図ります。

②-4. 地域ふれあいミニデイサービス事業

【これまでの取組】

本事業は、70 自治会のうち 66 自治会で開催しており、「大里グリーンタウン自治会」、「久高区」、「つきしろ自治会」は自主運営、それ以外は、社会福祉協議会が実施しています。

男性及び前期高齢者の参加が少ないことが課題として挙げられます。

【今後の方向性】

事業内容の充実を図り男性及び前期高齢者の利用者を増やす取組に努めます。また、事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施します。

地域人材及び参加高齢者と共に運営することで、自主性を育むことができるように事業展開に努めます。

未実施の自治会及び自主開催を希望する自治会の事業運営について積極的に支援します。

②-5. 訪問指導事業

【これまでの取組】

介護予防事業への参加が困難な高齢者の自宅を訪問し、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

【今後の方向性】

事業周知を徹底し、事業の利用促進に努めます。また、自治会長・区長、民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要な高齢者の把握に努めます。

③地域介護予防活動支援事業

③-1. 介護支援ボランティアポイント制度

【これまでの取組】

地域ふれあいミニデイサービス事業にてボランティア活動を実施した場合に、ポイントを付与し、そのポイントに応じて商品券を配布しています。

利用者は徐々に増加していますが、地域ごとに偏りが見受けられます。

【今後の方向性】

高齢者等が社会活動に参加し、地域で生き生きとした生活が送れるよう、ボランティアの内容充実を図りながら事業を推進します。

3 基本目標 3 自立生活を支えるために

(1) 包括的支援事業の推進〔所管課：生きがい推進課〕

① 地域包括支援センターの業務整備

【これまでの取組】

本市の日常生活圏域は、平成 18 年度当初より市内 1 圏域と設定されておりますが、自治会や中学校単位で地域ごとの高齢者の生活課題・ニーズ等は様々であり、地域の特性を踏まえた上で、運営方法や役割分担、業務内容について調査・研究を進めて参りました。

高齢化率が年々上昇し、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に到達する 2025 年が目前に迫る中、現状の体制では市内の高齢者を支援する事が極めて困難である事が推測されます。本市の高齢者の実態把握、地域診断カルテの情報等を踏まえ、地域課題を抽出・分析した結果、日常生活圏域の再検討および地域包括支援センター（地域型）を市内に新設し、地域包括支援センターの機能の一部（包括的支援事業等）を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人等へ「業務委託」し、支援業務を役割分担することを平成 31 年度より検討し、介護保険第 8 期（R3～R5）の事業計画に載せるため、地域ケア推進協議会の専門部会において包括支援センターのあり方についての検討を開始して検討を重ねた結果、現在、市が直営しているセンターを、基幹型センターとして位置づけして機能の強化を図ること。また、新たに地域型センターを市内に 2 ヶ所設置することで、より地域に密着した顔の見える支援を行うためのネットワーク体制を構築していきたいと考えております。

【今後の方向性】

国が介護予防サービス計画に位置づけている「地域包括支援センターの機能強化」を図り、効果的なセンター運営を実施するため、包括支援センターあり方検討会の結果を介護保険第 8 期事業計画（R3～5）において位置づけます。

② 地域包括支援センターの運営充実

②-1. 地域包括支援センターの周知徹底

【これまでの取組】

地域包括支援センターの周知方法は、広報誌やポスターの配布、市が実施する会議、イベントでの資料配布、南城市のコミュニティ FM、ハート FM なんじょうによる情報発信、実態把握時にセンターのチラシを配布しています。

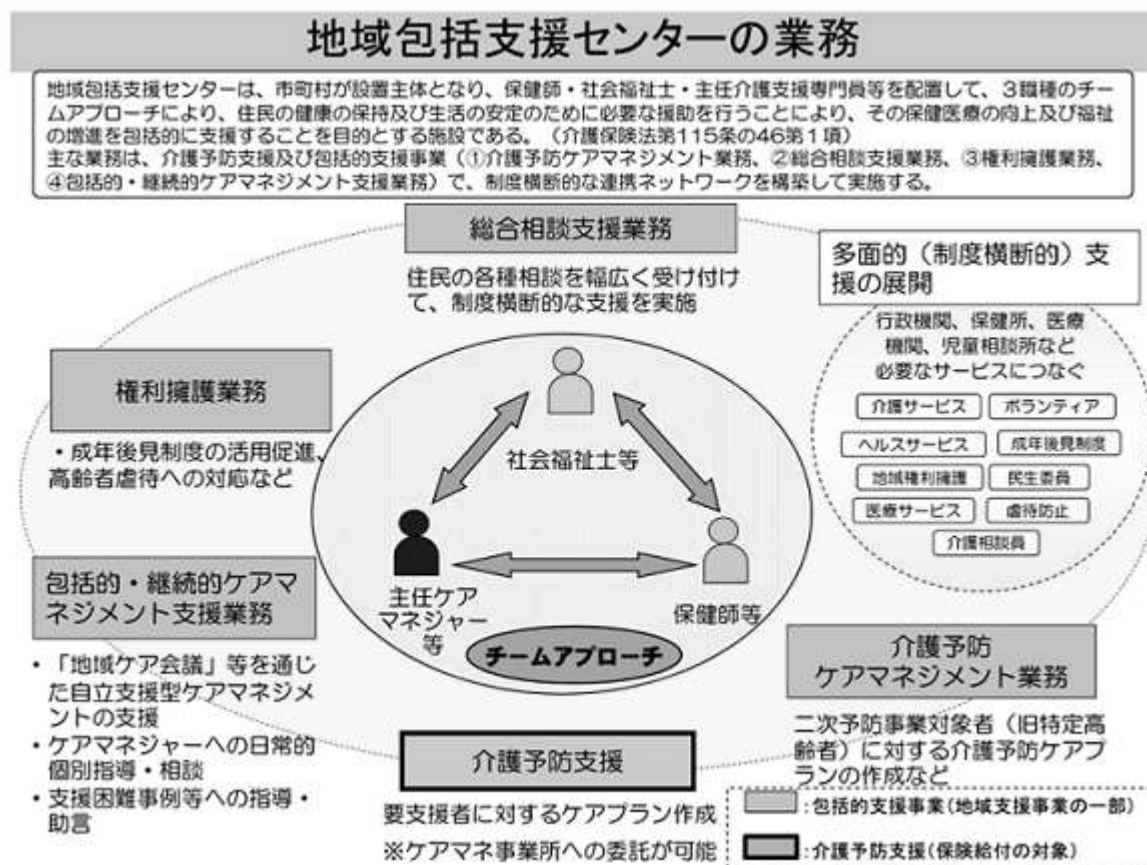
【今後の方向性】

地域包括支援センターの周知を図るため民生委員・児童委員や介護支援専門員連絡会等と連携し、公民館、医療機関や薬局など、高齢者がよく利用する施設等を通して更なる周知徹底に努めます。

②-2. 地域包括支援センターの機能強化

【これまでの取組】

社会福祉士または保健師・看護師等を地区毎に配置し、社会福祉協議会の地域コーディネーターとの連携で継続支援を行っています。また、主任介護支援専門員を配置し、住民や居宅介護支援事業所からの相談に対応し、処遇困難事例を始め、様々な課題解決に向け総合相談支援を行っています。



【今後の方向性】

地域包括ケアシステムの深化・推進、並びに地域共生社会の実現を目指し、目的の共有及び地域連携を図るため、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

関係機関との連携を強化し、困難ケースに対しての継続支援も充実させるように推進します。また、各職種と地域（自治会長・区長、民生委員・児童委員）との連携の強化、職員の相談対応の質の向上を図ります。

②-3. 介護予防ケアマネジメント事業の充実

【これまでの取組】

総合事業及び要支援者に対するケアマネジメントについて、地域での生活が続けられるよう自立に向けたケアマネジメントの提供についての事例検討会、個別プランの作成支援、助言、自立支援ケア会議を実施しています。

【今後の方向性】

介護支援専門員に対する研修会、事例検討会など開催方法を工夫し適切なマネジメントが行えるよう支援します。

介護保険サービスの活用だけでなく、地域、施設等で実施されているインフォーマルサービスの活用推進により自立に向けた支援を図ります。

②-4. 相談と情報提供の充実

②-4-1. 相談体制の充実

【これまでの取組】

市地域包括支援センターでは、窓口での総合相談や個別訪問の中で、各種サービス等の情報提供を行うとともに、医療ニーズの高い相談には保健師や看護師と同行訪問するなど、必要とする様々な制度の情報や支援へのつながりを意識しながら相談体制に努めています。

【今後の方向性】

保健師・管理栄養士等の各専門職員の専門性の向上や関係機関との連携強化を図り、気軽な相談から、生活習慣病が起因する脳卒中や腎不全などのハイリスクアプローチにも対応できる相談体制の充実に努めます。

②-4-2. 情報提供の充実

【これまでの取組】

市の相談窓口や事業、イベントにおいて各種情報パンフレットを配布しています。自治会長・区長、民生委員・児童委員へ介護予防事業、介護保険、各種サービスや制度に関する情報を提供しています。

【今後の方向性】

介護保険制度や各種サービスなどの継続的な情報提供に努めます。

情報提供の際は、高齢者にわかりやすい内容に重きを置き、市の広報誌やホームページを活用し情報発信します。

②-5. 権利擁護の推進

②-5-1. 権利擁護の相談の充実

【これまでの取組】

権利擁護の相談については、社会福祉士の増員で充実が図られています。また、関係機関と連携し、権利擁護に関する相談と支援体制の構築を図ります。

社会福祉士を知念・佐敷・玉城・大里の4地区に配置し、権利擁護に関する研修への参加など資質向上に努めています。

【今後の方向性】

今後、社会福祉士の研修参加により更なる資質向上に努めます。

また、高齢者虐待防止マニュアルや成年後見制度の市長申立て手順書を作成し、業務の効率化を図ります。

沖縄県社会福祉士会や社会福祉協議会等と連携し、権利擁護に関する相談と支援体制を構築します。

②-5-2. 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進

【これまでの取組】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるようリーフレットにて制度の紹介を行っており、令和2年10月現在12名の方が日常生活自立支援事業を利用しています。

ホームページや広報誌にて成年後見制度の周知を行い、窓口来所の方には社会福祉士にて相談対応を行っています。

【今後の方向性】

認知症などで判断能力が不十分な高齢者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための「日常生活自立支援事業」について周知を図り、利用を支援します。また、権利や財産を保護し、支援するため、成年後見制度の普及・利用促進に取り組みます。

ホームページや窓口にて、成年後見制度の広報・啓発、相談機能の充実を図ります。成年後見制度の利用促進（マッチング）機能を市単独または広域での整備に向けて、近隣市町村や関係団体等と協議を行います。

※成年後見制度の利用促進に関する項目をもって、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第23条第1項に定められた市町村計画とします。

②-5-3. 高齢者虐待の防止と早期発見の推進

【これまでの取組】

高齢者虐待防止ネットワーク協議会を年1回開催し、情報共有しています。また、沖縄県社会福祉士会から派遣された弁護士や社会福祉士から助言を得て、困難なケースへの対応を協議しています。

【今後の方向性】

虐待ケースの早期発見ができるよう社会福祉士による高齢者宅訪問にて実態把握に努めます。また虐待通報があった場合は、早期に訪問、関係職員・関係機関と連携し早期解決に努めます。

高齢者虐待防止ネットワーク協議会にて、専門的視点から助言をいただき、情報共有及び困難ケースの対応に努めます。

②-6. 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業

【これまでの取組】

多職種連携研修を開催及び自立支援ケア会議、個別ケア会議を開催し、自立支援を意識したケアマネジメントについて助言、指導を行い、介護保険に関わる支援者の資質向上、ネットワークの構築に取り組んでいます。

【今後の方向性】

研修会や事例検討会の開催方法を工夫し、介護支援専門員の後方支援を継続します。自立に向けた視点を持てるよう介護支援専門員の資質向上、連携強化を図ります。

②-7. 地域ケア会議の充実

【これまでの取組】

各地域ケア会議において、個別課題や地域課題を把握し、その解決策を検討する中で地域の支援体制の仕組みづくりに取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

また、自立支援ケア会議や個別ケア会議、包括ケア会議を通して、多職種が連携して支援困難事例の具体的支援や地域課題の抽出、解決策の検討を行い、「自立支援」に向けて取り組んでいます。

【今後の方向性】

これまでの取り組みを継続して実施し、地域の実状や状況の変化等に応じて、課題の振り返りや見直しを繰り返しながら、「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

③在宅医療・介護連携の推進

【これまでの取組】

専門職間の情報共有に向けた連携シート、各機関の連携窓口一覧、連携の手引きなどを作成し医療と介護の連携に取り組んでいます。

また、関係機関市民公開講座、ACP(アドバンスケアプランニング)について、公民館で「もしばなカード」を活用した出前講座を開催し、エンディングノート、命しるべの説明、配布を行い、住民に向けた普及啓発に取り組みました。

※人生の最期にどう在りたいか自分が大切にしていること、思っていることなど自分の価値観を大切な人と共有するためのカードゲーム。

【今後の方向性】

南部地区医師会と連携し、地域包括ケアシステムの推進にむけ地域の医療・介護関係者の多職種連携を推進し、地域住民が、医療・介護従事者の支援のもと、自らが望む在宅療養生活が実現できるよう ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発を強化します。

また、地域住民が、在宅での看取りを選択できるように対応できる地域の医療・介護資源情報の確保と医療・介護従事者が、療養者本人の意見を共有し、連携が行われる体制整備の構築を目指します。

④生活支援体制整備事業の推進

【これまでの取組】

高齢者の方々ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるための体制整備を目的とした第2層協議体の会議を各地域で開催しています。

会議では、4地区(佐敷・知念・玉城・大里)の資源の確認や、[※]「たからもの」探しを実施しました。

会議の中であがった課題やテーマを確認し、実現出来る対応等について話し合い、地域の支えあい活動を推進しています。

※地域で行われている見落とされがちな活動を再認識し、他地域と共有することで今後の活動の展開や新たな繋がりを模索するための会議。

【今後の方向性】

生活支援コーディネーターを中心に、定期的な協議体の開催により生活支援サービスの体制整備を推進します。また、地域資源の把握と見える化を行い、地域の支え合い活動の強化に繋がります。

（２）任意事業の充実　〔所管課：生きがい推進課〕

①家族介護用品支給事業

【これまでの取組】

要介護４及び要介護５の高齢者を在宅介護している家族（非課税世帯）に対して、紙おむつなどの介護用品が購入できる支給券を発行しています。

【今後の方向性】

事業の周知を図るとともにケアマネジャー等と連携し、対象者の把握に努め、在宅生活を支援します。

②家族介護慰労金支給事業

【これまでの取組】

要介護４及び要介護５の高齢者を在宅介護している家族（非課税世帯）への支援として、慰労金を支給しています。

【今後の方向性】

該当者の把握が難しい状況であるため、市社会福祉協議会や自治会長・区長、民生委員・児童委員と連携し、本事業に該当する人の把握に努め、在宅介護の家族を支援します。

③食の自立支援サービス事業

【これまでの取組】

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で調理が困難な方へ食事を配達し、栄養改善を図るとともに安否確認を行っています。

【今後の方向性】

栄養面の充実及び安否確認等による高齢者の在宅生活を支援します。

④成年後見制度利用支援事業

【これまでの取組】

家族等からの相談に対し、相談支援をおこない、親族申し立てや市長申し立てを実施し、本人が安心して生活していけるよう支援をおこないました。また、支援が必要と思われる方には、積極的に家族等へ制度の説明や支援をおこない、制度の利用につなげています。

【今後の方向性】

「成年後見制度」、「成年後見制度利用支援事業」について、ホームページや広報等で市民、民生委員、介護保険サービス関係者等へ周知を図ります。民生委員の定例会や社会福祉協議会との合同会議にてリーフレットを配布します。また、介護保険サービス関係者との勉強会等を開催し、事業・制度の周知と地域への普及を図ります。

⑤夜間・休日の虐待等相談事業

【これまでの取組】

高齢者が安心して地域で生活していけるよう、24 時間体制で虐待等の相談に対応する窓口を社会福祉法人への委託により実施しています。

【今後の方向性】

地域包括支援センターの専門職（社会福祉士やケアマネジャー等）による自宅訪問時や、社会福祉協議会との合同会議や民生委員の定例会等で、夜間・休日の虐待等相談事業のチラシを配布します。また、市のホームページや広報等でも周知を行います。

⑥緊急通報システム事業

【これまでの取組】

身体上慢性疾患がある等、常時注意を要する状態にある高齢者宅に機器を設置し、高齢者の緊急時、迅速にそして的確な対応を実施し、高齢者の日常生活の安全確保に努めています。

【今後の方向性】

本事業を周知徹底し、対象者については日常生活の安全を図るため、継続して支援します。

（３）市の単独事業の充実　〔所管課：生きがい推進課〕

①外出支援サービス事業

【これまでの取組】

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者（要介護２以上等）が、居宅と医療機関の通院に介護タクシーを利用する際、経済的負担軽減をおこない、在宅生活の支援を行っています。

介護サービスに関するチラシの全世帯配布を行い、本事業の周知を図りました。

【今後の方向性】

事業周知及び対象者の把握に努め、外出が困難な高齢者の在宅生活を支援します。

②一時保護事業

【これまでの取組】

利用者の体調不良や家族の病気等、そのほか台風などといった災害時に自立生活を営むのに支障が生じた方や、養護者から虐待を受けた方を一時保護することで、家庭生活の安定・安全を図り、在宅生活の継続を支援しています。

また、養護者が抱える疾患や生活課題を把握し、養護者に対して各種制度やサービス利用の促し・見守り支援を行い、養護者の生活課題の解決に向けて支援を行っています。

【今後の方向性】

高齢者を取り巻く環境が複雑化するなかで、養護者が抱える問題も多様化することが考えられ、関係機関と連携し、養護者の支援に努めます。

また、継続して制度に関して周知広報に努めます。

（４）市社会福祉協議会による事業の紹介と支援　〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

市社会福祉協議会の事業について、広報誌への掲載や、介護支援専門員会や窓口での周知を行うなど情報提供に努めています。

【今後の方向性】

南城市介護支援専門員連絡協議会と連携を図りながら、市民や関係者等へ広く周知するとともに、市広報誌など活用するよう取り組みます。

（５）地域密着型サービスの充実　〔所管課：生きがい推進課〕

①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【これまでの取組】

身近な日常生活圏域（市内）にサービスの拠点をつくり、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を継続していけるように努めています。

【今後の方向性】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）施設における入所待機者については、相談状況を把握します。

認知症の症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【これまでの取組】

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していけるように、運営推進会議に参加し、地域との連携状況や、事業内容等、近況を確認しています。

【今後の方向性】

高齢者が、住み慣れた地域で、顔なじみのスタッフの支援により安心して地域での生活を継続できるよう努めます。

4 基本目標 4 認知症への対応を強化するために

(1) 認知症予防対策の推進 〔所管課：生きがい推進課、健康増進課〕

【これまでの取組】

ミニデイや老人クラブ等高齢者が集まる場所で介護予防教室を開催し、認知症予防の講習を行っています。

特定健診対象者には、通知・電話等により生活習慣病予防を目的とした健診の受診勧奨を行い、更に健診の結果説明会や訪問指導を実施しています。

新規介護保険認定者の主な介護原因について分析し、データをもとに関係課との共有を図っています

【今後の方向性】

今後も地域ふれあいミニデイサービス事業等の介護予防事業の中で、認知症予防等についての講話や情報提供に努めます。

認知症を引き起こす要因である脳血管性の障害に陥らないために、生活習慣病の予防及び健診の受診勧奨に努めます。また、市の認知症のデータを分析し、認知症の方の状況、介護の状況等を把握し、市民への周知・啓発や、認知症の予防等、関係課や医療機関との連携を図ります。

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築 〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

平成 30 年度に認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家族と関わり、自立生活のサポートを行う支援体制を南城市、八重瀬町、南風原町の3市町合同で構築しています。

【今後の方向性】

認知症の早期から関われるよう相談窓口の周知を図ります。

(3) 認知症支援ネットワークづくり 〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

地域包括支援センター職員、医師、民生委員等で構成される「地域ケア会議」を活用し、認知症高齢者に関する情報共有及び諸問題への対応を行っています。

【今後の方向性】

南城市地域見守りネットワーク事業を活用し、地域住民やライフライン事業者等と連携し、認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、情報交換できる体制づくりに努めます。

（４）認知症家族介護者への支援　〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

身近な地域における認知症の方とその家族の交流、悩み事の相談・共有、支援者等につながるきっかけづくりなどを支援するため、集いの場の確保について、検討を行っています。

認知症の人と家族の会南部地区会「みなみの会」への案内と同時に、認知症カフェの周知をしています。また、認知症カフェについては、当事者が通いやすいところへ行けるよう、スケジュールや場所の確保等を行いました。

【今後の方向性】

「家族介護教室」など認知症家族への支援に努めます。認知症カフェについては、定期開催について検討を行います。

（５）認知症サポーターの養成　〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

市社協と連携し、地域や職域、学校において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成しています。更に養成講座修了者によるステップアップ講座を開催しました。

【今後の方向性】

地域、職域、学校において認知症サポーター養成講座を実施できるよう周知を図っていきます。

南城市キャラバンメイト協議会を開催し、講座の開催について支援していきます。

また、サポーター養成講座修了者が活躍できる場として、チームオレンジの取り組みを推進します。

5 基本目標 5 支え合いの地域づくり

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

令和2年度第1回地域ケア推進協議会（令和2年11月）において、地域包括支援センターの現状と課題、事業概要や背景などについて、協議会の委員に説明を行い、本市の地域包括ケアのあるべき姿についての検討を開始しています。

【今後の方向性】

高齢者福祉課題の複合化・複雑化、「地域共生社会」の概念が示されたことを受け、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築し、支援体制の機能強化が重要な課題になっている。地域を支える支援体制をより強化することを目的に、地域包括支援センターを中心とした支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現を目指します。

(2) 地域支え合い支援事業の推進〔所管課：社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

日常生活で気にかけてほしい方などを対象に、その家族をはじめ親族と、自治会長・区長、民生委員・児童委員などの地域住民を含めた情報共有会議（ネットワーク構築会議）を開催し、日頃から、または台風襲来前後の安否確認について、取り組み可能な見守り活動について協議し、見守り活動を始動しています。

【今後の方向性】

地域支援員などの関わりの負担軽減を図るために新たな取り組みを検討します。

協力員である各地区民生委員・児童委員や各字老人クラブ会員との関係をさらに構築し、ともに推進を図り、支援員の担い手不足の解消を目指します。

コロナ禍により、今までとは違う新しい生活様式を取り入れた多様な見守り体制（訪問だけに限らず、目視確認や架電）の構築を図ります。

地域の事業所や保育園などの様々な社会資源に、地域福祉課題に関心をもってもらい、新たに対象者を支援する地域ぐるみの支援体制の構築を目指します。

住み慣れた地域で、要援護者の支援体制を整備し、地域の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図り、家族や本人の状況や希望により「みまもりタグ」などの活用も含め、多様な支え合いの仕組みを作ります。

(3) ボランティア活動の推進

① ボランティアの育成支援 〔所管課：生きがい推進課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

住民同士がお互いに支えあえる地域づくりとして「地域ボランティア養成講座（8回コース）」を開催しています。

また、市内唯一の音訳サークル「アイアイなんじょう」による市内リスナーとの交流会の開催を支援しています。

ボランティア団体の財源不足解消を支援しています。

【今後の方向性】

市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携しながら、傾聴ボランティア、リーダー等の養成や研修など、市民の福祉ニーズに即したボランティアの育成支援を推進します。

② ボランティア活動の推進 〔所管課：生きがい推進課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

社会福祉協議会にて、ボランティア活動を安心・安全に行えるためのボランティア保険事務・窓口事務を担っています。

【今後の方向性】

ボランティア活動につなげる需要と供給のマッチング率が上がるようボランティア情報紙や SNS などを活用し、多種多様なボランティア活動の紹介やボランティア募集の案内などを実施します。

ソーシャルディスタンスを保つなどの感染症予防を徹底し、新しい生活様式に合ったボランティア活動の実践に取り組みます。

③ 高齢者のボランティア活動参加促進 〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

地域ふれあいミニデイサービス事業においてボランティア活動を実施した場合にポイントを付与しポイントに応じた商品券を配布しています。

【今後の方向性】

高齢者等が社会活動に参加し、地域で生き生きとした生活が送れるよう、ボランティア活動の実績に基づき、介護支援ボランティア評価ポイントを付与する制度を推進していきます。また、対象となるボランティアの内容充実を図ります。

④ 社会福祉関係機関・団体との連携　〔所管課：社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

地域における公益的な取組「くらしの相談窓口（仮称）」事業実施に向けたアンケートの実施、年間を通じた活動「地域における公益的な取り組み」、地域資源リスト「なんじいのポッケ」の活用などを展開しています。

【今後の方向性】

「なんじいのポッケ」のデータ化及び活用促進し、地域貢献事業の開拓を検討します。

地域での困りごとなど、相談体制を民生委員・児童委員はもとより、社会福祉法人施設でも受け付けできる体制の構築を図ります。

また、地域の気になる方々の見守りや、地域ニーズへの関わりが持てるよう、生活支援体制整備事業の協議体への参加も促します。

（４）福祉教育の推進　〔所管課：教育指導課、社会福祉協議会〕

① 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進

【これまでの取組】

ボランティア推進校連絡会（年２回開催）で、ボランティア担当職員への情報発信をし、普段から顔が見える関係性の構築に努めています。

車イス、アイマスク、点字、盲導犬、福祉インタビュー、認知症キャラバンメイトなどの講師（障がい者当事者など）派遣の支援をしています。

市内保育園と、地域公民館等で開催されるミニデイ利用者との異世代間交流、市内保育園児の散歩などによる地域高齢者の見守り・安否確認を行っています。

【今後の方向性】

市教育部との連携強化、情報共有に努め、各学校からの「お仕事調査隊」などの依頼に対し、地域福祉活動についての講話や活動紹介を行います。

感染症予防を徹底し、新しい生活様式に合ったボランティア活動の実践に取り組みます。

② ボランティア活動推進校の指定

【これまでの取組】

令和元年度に幼稚園がボランティア活動推進校指定を受け、年間を通してボランティア活動の支援を行っています。

イオンタウン南城大里や各種施設にて、推進校の活動紹介としてパネル展示を実施し多くの市民に紹介しています。

【今後の方向性】

市立小中学校、幼稚園のボランティア活動推進校の全校指定に向けて、市教育部との連携強化に努めます。

6 基本目標 6 生きがいのある生活のために

(1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実

① スポーツ活動の機会の充実 【所管課：生涯学習課】

【これまでの取組】

令和元年度よりチャレンジデーを休止したため、今後市民が運動習慣を身に付けるための取り組みを検討する必要があります。

【今後の方向性】

今後、市民の運動習慣を身につけるための取り組みについて、スポーツ推進計画を策定する中で検討します。

② 高齢者の生きがい健康づくり事業 【所管課：生きがい推進課】

【これまでの取組】

南城市老人クラブ連合会が、日頃のサークル活動の成果発表や交流の輪を広げ福祉のまちづくりを目的に「南城市高齢者の生きがい健康まつり」や三世代間の交流を図り、併せて健康増進・生きがいを高めることを目的とした「三世代交流パークゴルフ大会」を実施しています。

【今後の方向性】

今後も「高齢者の生きがい健康まつり事業」「三世代交流パークゴルフ事業」等について継続して支援します。

③ 文化活動、生涯学習機会の充実 【所管課：生涯学習課】

【これまでの取組】

生涯学習機会の充実に向けて、中央公民館において、市民ニーズの高い講座を年間通して展開するとともに、公民館講座の年間スケジュールや認可サークルの活動状況の情報を、広報なんじょう、市ホームページなどで提供しています。

また、公民館講座を修了した参加者がサークルを立ち上げる際、南城市農村環境改善センター、南城市文化センターを活動の場としています。

【今後の方向性】

文化活動や学習機会の発展に向けて、中央公民館等で行われている講座等の充実を図るため、市民ニーズを把握し、講座内容の精査を行います。

高齢者をはじめ市民が、「いつでもどこでも学べる」総合的な生涯学習の充実を図ります。

④生きがい活動についての情報提供の充実　〔所管課：生涯学習課〕

【これまでの取組】

定年退職によるセカンドライフの方や、市外からの移住者等、市民からの問い合わせに対応しています。

【今後の方向性】

情報提供についてガルーンのスケジュールイベント登録を活用し、迅速に対応できるよう努めます。

（２）ふれあい、交流等の推進

①地域の交流の機会の拡充　〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

現在、70 自治会のうち 66 自治会で「地域ふれあいミニデイサービス事業」を開催しています。健康相談やレクレーションを実施し、高齢者の社会的孤立感の解消および介護予防を促進しています。大里グリーンタウン自治会、久高区、つきしろ自治会については、自主運営しています。

【今後の方向性】

「地域ふれあいミニデイサービス事業」の実施自治会数の増加を図るとともに、参加の呼びかけを広く行います。

また、支援者であるボランティアの育成に努めるとともに、参加者のニーズに対応した実施内容、男性も参加しやすい内容など工夫を行います。

②世代間交流の機会の拡充　〔所管課：生きがい推進課、教育指導課、子育て支援課〕

【これまでの取組】

市敬老会や園児の祖父母を園へ招いて交流を行うおまねき会、地域の敬老会やミニデイへの参加を実施し、高齢者との交流の場を設けています。

【今後の方向性】

高齢者とのふれあいによる児童生徒の福祉教育や高齢者の生きがいづくりの機会拡充に向け、関係各課、関係機関との連携、情報共有を図ります。

また、感染症対策に留意した交流、高齢者の生きがいづくりの場の形成を検討します。

③老人クラブ活動支援の充実　〔所管課：生きがい推進課〕

【これまでの取組】

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのために、様々な活動を通して社会参加を促すとともに老後を豊かなものにする活動を支援するため、補助金の適正化計画に基づき、県・市より補助金を交付しています。

【今後の方向性】

会員数の増加や、活動の活性化を図るため、老人クラブ連合会とともに支援方策等について検討を行います。

④ 敬老会の実施 【所管課：生きがい推進課】

【これまでの取組】

敬老会の参加率を上げるため、南城市広報・ホームページへ記事の掲載や市内一斉放送を行い、広報用ポスターを各区・自治会の掲示板等に掲示しています。

また、自治会長・区長、民生委員・児童委員連絡協議会、地区老人クラブ役員会でも周知を行っています。

【今後の方向性】

今後も多くの参加を募るために、広報誌・ホームページの活用、データ放送、横断幕の設置による周知を行います。

また、自治会長・区長、民生委員・児童委員連絡協議会、地区老人クラブ役員会へ周知するとともに、対象者の送迎も併せて依頼するなど参加率の向上に努めます。

（３）就労の支援推進 【所管課：観光商工課】

【これまでの取組】

シルバー人材センター入会説明会を毎月開催し、パンフレット、チラシ、広報誌を通して積極的に広報活動を行っています。また、一人暮らし世帯への清掃ボランティア（旧盆・年末）や公共施設の清掃など、就業の機会を提供しています。

新たに、南城市生涯現役促進協議会と連携し、就業フェアを年 21 回開催しています。他にも技能講習会等を行っており、入会者増加に繋がっていますが、定年の延長や再雇用制度の導入及び高齢者の活躍の場が多種多様になっていることから、新規入会者の獲得が年々困難な状況になってきています。

【今後の方向性】

健康で働く意欲のある高齢者に地域社会に密着した就業機会を提供すると共に、会員の生きがいと健康増進を図りながら、高齢化社会を支える担い手として対応していきます。

安全で適正な就業（臨時的かつ短期的または軽易な業務）を実施し、会員の日々の健康保持を目指しながら、生きがいづくりの場となるよう努めます。

（４）その他の生きがいづくりの推進 【所管課：生きがい推進課】

【今後の方向性】

高齢者の長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、併せて敬老思想の高揚を図るため、トーカチ祝（88 歳）、カジマヤー祝（97 歳）、満 100 歳祝、101 歳以上祝の方々へ祝い金の支給を継続実施します。

7 基本目標 7 安心と安全の生活環境のために

(1) 防犯・防災対策の充実

① 連携による防犯対策の推進 【所管課：生活環境課】

【これまでの取組】

県の「ちゅうちなー安全なまちづくり条例」を推進し、与那原警察署、与那原地区防犯協会をはじめ、地域や関係機関等と連携を図り防犯対策を進めています。

【今後の方向性】

引き続き与那原警察署をはじめ関係機関・団体等と連携を図り、防犯対策に取り組んでいきます。

② 自主防犯活動の推進 【所管課：生活環境課】

【これまでの取組】

区・自治会長を中心に、地域ボランティア隊による見守り活動や交通安全街頭指導等を実施しています。

【今後の方向性】

地域の防犯ボランティア隊の活動を支援します。また、年4回の交通安全運動期間中の街頭指導等を継続していきます。

③ 防犯灯の設置促進 【所管課：生活環境課】

【これまでの取組】

区・自治会が新設する防犯灯の設置工事費に対して自治会・区長会にて補助金の案内を行い、積極的な設置を求めています。

【今後の方向性】

引き続き区・自治会への補助金の交付を行い、防犯灯の増設に努めます。
また、市管理の防犯灯の点検・修繕を実施し、適正な管理に努めます。

④災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化

〔所管課：生きがい推進課、総務課、社会福祉協議会〕

【これまでの取組】

防災システム構築完了後、平成 30 年度より福祉部にて運用を開始し、要援護者の情報について、更新を随時行っています。

【今後の方向性】

令和 2 年度 10 月現在、災害時要援護者避難支援事業の登録者数は 12 名、地域支え合い支援事業の登録者は 25 名です。今後、登録者数を増やすため、社会福祉協議会と連携し、事業の周知を積極的に行います。

令和 2 年度、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者等（避難行動要支援者）の避難支援計画を策定します。避難支援計画と上記の防災関連事業を連動させ、平常時の見守り支援や災害時の避難支援に努めます。

同時に「救急医療情報キット配布事業」や「夜間・休日相談事業」のチラシを配布し緊急時の対応に備え、医療情報と緊急連絡先の把握に努めます。また、地域の「自助」「共助」を基本に、防災の意識を高められるよう関係機関と連絡を図ります。

⑤感染症対策 〔所管課：生きがい推進課〕

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の流行は、高齢者が重症化しやすいことや介護施設等においてクラスターが発生するなど、全国的に介護・福祉サービスの提供が困難になるとともに、事業所にとって、利用者や従業員に対する感染症対策を実施しながらサービスを継続することは大きな負担となっており、今後も引き続き正しい予防知識の普及や対策にかかる支援が求められています。

新型インフルエンザ等対策行動計画等と整合を図りながら、感染症の流行期等においても安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう関係機関と連携し取り組みます。

⑥自主防災組織発足や活動の支援 〔所管課：総務課〕

【これまでの取組】

自発的な組織発足を促すため、自治会・区長会での呼びかけや広報誌での防災特集記事掲載などを行い、市民への防災に対する啓発を行っています。

【今後の方向性】

今後も自主防災組織の必要性や有効性について周知を行い、各区・自治会での活動が活発になるよう、関係課と連携して支援を行っていきます。

⑦犯罪や災害に関する知識の普及　〔所管課：生活環境課〕

【これまでの取組】

各公民館等で実施しているミニデイサービスにおいて、1 団体年 1 回「消費者教育講座」として『消費生活の安全・安心の知識』の講座を行っています。

【今後の方向性】

ミニデイサービスにおける「消費者教育講座」の継続実施及び、ミニデイサービス未実施地区での開催に努めます。また、災害に関する知識の普及啓発や、災害時における避難場所等の周知及び情報の提供にも努めます。

（２）建物や道路、住宅等の環境整備の推進

①建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進　〔所管課：都市建設課〕

【これまでの取組】

令和元年度、市道 5 路線にて歩道のバリアフリー化に取り組んでいます。

【今後の方向性】

ユニバーサルデザインの理念のもと、誰でも安全かつ快適に利用できる公共施設、各字公民館や、道路・公園等の公共空間の整備を推進します。

②交通安全対策　〔所管課：生活環境課〕

【これまでの取組】

自治会・区および市民の情報提供を基に、カーブミラーの設置要請箇所を確認し、必要に応じて対応しています。

【今後の方向性】

カーブミラー等交通安全設備の設置など道路環境の整備を進めるとともに、引き続き与那原警察署及び地域、関係機関等と連携し、事故のない安心なまちづくりに努めます。

参考資料

1 施策・事業の一覧

				生きがい推進課	地域包括支援センター	社会福祉課	健康増進課	国保年金課	教育指導課	子育て支援課	観光商工課	生活環境課	総務課	都市建設課	生涯学習課	社会福祉協議・その他		
基本目標 1	健康な高齢期を迎えるために																	
	(1)生活習慣病予防の取り組みとの連携							○										
	(2)高齢者の健康保持・増進				○													
基本目標 2	元気な毎日を送るために																	
	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	①訪問型サービスの推進		①-1. 訪問介護		○												
				①-2. 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）		○												
				①-3. 訪問型サービス B（住民主体による支援）		○												
				①-4. 訪問型サービス C（短期集中型サービス C）		○												
		②通所型サービスの推進		②-1. 通所介護		○												
				②-2. 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）		○												
				②-3. 通所型サービス B（住民主体による支援）		○												
				②-4. 通所型サービス C（短期集中型サービス C）		○												
		③その他の生活支援サービス				○												
	④介護予防ケアマネジメント				○													
	(2)一般介護事業の推進	①介護予防把握事業				○												
		②介護予防普及啓発事業		②-1. 介護予防の知識の普及啓発		○												
				②-2. 高齢者筋力向上トレーニング事業（がんじゅう教室）		○												
				②-3. 介護予防教室		○												
②-4. 地域ふれあいミニデイサービス事業				○														
②-5. 訪問指導事業				○														
③地域介護予防活動支援事業		③-1. 介護支援ボランティアポイント制度		○														
基本目標 3	自立生活を支えるために																	
	(1)包括的支援事業の推進	①地域包括支援センターの業務整備		②地域包括支援センターの運営充実		○												
				②-1. 地域包括支援センターの周知徹底		○												
				②-2. 地域包括支援センターの機能強化		○												
				②-3. 介護予防ケアマネジメント事業の充実		○												
				②-4. 相談と情報提供の充実		②-4-1. 相談体制の充実		○										
						②-4-2. 情報提供の充実		○										
				②-5. 権利擁護の推進		②-5-1. 権利擁護の相談の充実		○										
						②-5-2. 「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の周知と利用促進		○										
						②-5-3. 高齢者虐待の防止と早期発見の推進		○										
				②-6. 包括的、継続的ケアマネジメント支援事業				○										
		②-7. 地域ケア会議の充実				○												
		③在宅医療・介護連携の推進				○												
		④生活支援体制整備事業の推進				○												
	(2)任意事業の充実	①家族介護用品支給事業				○												
		②家族介護慰労金支給事業				○												
		③食の自立支援サービス事業				○												
		④成年後見制度利用支援事業				○												
		⑤夜間・休日の虐待等相談事業				○												
		⑥緊急通報システム事業				○												
	(3)市の単独事業の充実	①外出支援サービス事業				○												
②一時保護事業				○														
(4)市社会福祉協議会による事業の紹介と支援					○													
(5)地域密着型サービスの充実	①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護				○													
	②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護				○													

		生きがい推進課	地域包括支援センタ	社会福祉課	健康増進課	国保年金課	教育指導課	子育て支援課	観光商工課	生活環境課	総務課	都市建設課	生涯学習課	社会福祉協議・その他
基本目標 4	認知症への対応を強化するために													
	(1) 認知症予防対策の推進	○			○									
	(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	○												
	(3) 認知症支援ネットワークづくり	○												
	(4) 認知症家族介護者への支援	○												
	(5) 認知症サポーターの養成	○												
基本目標 5	支え合いの地域づくり													
	(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	○												
	(2) 地域支え合い支援事業の推進													○
	(3) ボランティア活動の推進	① ボランティアの育成支援	○											○
		② ボランティア活動の推進	○											○
		③ 高齢者のボランティア活動参加促進	○											
		④ 社会福祉関係機関・団体との連携												○
	(4) 福祉教育の推進	① 福祉体験学習や講演会等による福祉教育の推進					○							○
		② ボランティア活動推進校の指定					○							○
基本目標 6	生きがいのある生活のために													
	(1) スポーツ、文化・生涯学習活動の充実	① スポーツ活動の機会の充実											○	
		② 高齢者の生きがい健康づくり事業	○											
		③ 文化活動、生涯学習機会の充実											○	
		④ 生きがい活動についての情報提供の充実											○	
	(2) ふれあい、交流等の推進	① 地域の交流の機会の拡充	○											
		② 世代間交流の機会の拡充	○				○	○						
		③ 老人クラブ活動支援の充実	○											
		④ 敬老会の実施	○											
	(3) 就労の支援推進								○					
	(4) その他の生きがいづくりの推進		○											
基本目標 7	安心と安全の生活環境のために													
	(1) 防犯・防災対策の充実	① 連携による防犯対策の推進								○				
		② 自主防犯活動の推進								○				
		③ 防犯灯の設置促進								○				
		④ 災害時の要援護高齢者等に対する支援体制の強化	○								○			○
		⑤ 感染症対策	○											
		⑥ 自主防災組織発足や活動の支援									○			
		⑦ 犯罪や災害に関する知識の普及								○				
	(2) 建物や道路、住宅等の環境整備の推進	① 建物や道路環境の福祉のまちづくりの推進										○		
		② 交通安全対策								○				

2 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

平成18年3月31日

規則第127号

改正 平成25年10月1日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。

(意見の聴取等)

第8条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部生きがい推進課において処理する。

(平25規則38・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 南城市高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

	機関・団体名	役職	氏名	備考
1	一般社団法人 沖縄県認知症介護指導者会	理事	徳盛 裕元	委員長
2	南城市社会福祉協議会	地域福祉 コーディネーター	石嶺 真人	副委員長
3	一般社団法人 南部地区医師会	在宅医療介護支援センター コーディネーター	大城 則子	委員
4	南城市老人クラブ連合会	会長	照屋 盛宏	委員
5	南城市民生委員 児童委員連絡協議会	委員	金子 昭彦	委員
6	南城市民生委員 児童委員連絡協議会	委員	山川 郁子	委員
7	南城市民生委員 児童委員連絡協議会	委員	比嘉 一廣	委員
8	南城市民生委員 児童委員連絡協議会	委員	仲里 秀子	委員
9	南城市区長会	会長	新里 善和	委員
10	南城市女性会	会長	照喜名 和美	委員
11	社会福祉法人 立命会 特別養護老人ホーム しらゆりの園	理事長	友名 孝子	委員
12	南城市健康増進課	課長	森田 ゆかり	委員
13	南城市社会福祉課	課長	森山 一浩	委員

4 南城市高齢者保健福祉計画会議開催状況

	開催日	内容
第1回	令和3年1月21日	・委嘱状交付 ・委員会へ諮問 ・計画骨子案審議
第2回	令和3年2月12日	・計画素案審議
第3回	令和3年3月12日	・計画案審議及び承認
—	令和3年3月25日	・市長に答申

南 城 市 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

「福 寿 の 郷 南 城 元 気 い っ ぱ い の 高 齢 期 を 過 ご す た め に 」

発行年月日	令和 3 年 3 月
発 行	南城市
企画・編集	南城市 福祉部 生きがい推進課
	〒901-1495
	沖縄県南城市佐敷新里 1870 番地
	TEL 098-917-5341
	FAX 098-917-5427

